

新潟市埋蔵文化財調査報告書

史跡旧新潟税関発掘調査報告書

1997

新潟市教育委員会

序

本市では平成7年度に第四次総合計画を策定し、「市民一人一人が光輝き、人間として尊重される市民主体都市の創造」を基本理念として4つの都市像をかかげ、まちづくりに取り組んでいます。この中で「個性ある文化をはぐくみ、豊かな心がのびのび育つ」文化創造都市については、生涯学習体制の充実と文化遺産の保存と活用をはかり、平成9年度の全国生涯学習フェスティバル開催や平成10年度の市民芸術文化会館の開館など一步一歩施策の実現につとめているところであります。

本市は信濃川や阿賀野川の河口に位置し、古くから内水面、日本海をつなぐ水上交通の拠点として重要な位置を占め、湊町として発展を続けてきました。市域の歴史は今から6000年余り昔の縄文時代前期に遡り、人々は低湿地や砂丘といった環境をたゆまぬ努力と創意工夫によって克服し、あるいは生かすことで恵みを得る場に変え、たくましく生きてきました。とりわけ、幕末の日米修好通商条約によって開港場に指定されたことは、それまでに増して国際交流拠点としての重要性が高まったといえましょう。このことに伴って明治2(1869)年に建設された運上所(旧税関庁舎)は、外国貿易の通関施設として、湊である信濃川河畔にその威厳を保ち続け、対岸に設けられた新潟西港の埠頭に移転した後は、その重要性から庁舎が国の重要文化財に、石庫を含む敷地が国の史跡に指定され、保存と活用がはかられてきました。

このたび、隣接地に予定の(仮称)新潟市郷土歴史博物館建設を含む史跡周辺地域整備事業の一環として旧新潟税関荷揚げ場の石段および石積みが発掘調査され、その構造を解明する手がかりが得られたことは、近代の新潟における土木技術のようすを知る上で貴重な資料であるとともに、旧新潟税關を中心とした歴史的風情の醸成に資するものと思います。

最後に、発掘調査に際して多大なるご協力をいただきました地元の方々、調査から報告書作成に至るまでご指導を賜りました文化庁・新潟県教育庁文化行政課・新潟大学・各先生方に対し、深甚なる謝意を表します。

平成10年3月

新潟市教育委員会

教育長 石崎海夫

例　　言

- 1 本報告は、新潟県新潟市緑町3437番地1 ほかに所在の国指定史跡旧新潟税関荷揚げ場石段、護岸石積みの発掘調査記録である。発掘調査は、史跡の周辺整備に係わる資料を得る目的で実施された。
- 2 発掘調査は、調査主体である新潟市教育委員会が新潟市土木建設課に依頼して発注し、㈱本間組が工事請負して実施された。調査担当および調査員には市教委生涯学習課職員があたった。
- 3 整理作業及び報告書作成にかかる作業は市埋蔵文化財センターを中心として平成9年度に実施された。
- 4 出土遺物と調査にかかる資料はすべて市教委が保管している。
- 5 遺構は全容が不明であるため、調査区ごとに番号をふった。石段構造物の番号は段数や位置を示すものではない。
- 6 本文中の註はすべて脚註とした。また、引用・参考文献は、著者および発行年（西暦）を文中に〔 〕で示し、巻末に一括して掲載した。
- 7 遺構の図化、写真撮影、報告書の記述を肥田野が、遺物の図化、記述を古越が担当した。
- 8 発掘調査から報告書作成まで下記の方々、機関から多くのご教示、ご助言を賜った。厚く御礼申し上げます。
- 9 調査実施にあたっては地元の方々より多大なご協力とご理解を賜った。併せて御礼申し上げます。

大熊 孝　鈴木由香　㈱坂田牛乳　戸根与八郎　新潟大学考古学研究室
日本銀行金融研究所貨幣博物館　本中 真

(五十音順　敬称略)

目 次

序
例 言
目 次

第1章 序 説	1
1. 調査にいたる経緯	1
2. 調査・整理の経過	1
第2章 史跡の位置と環境	2
1. 位置と地理的環境	2
2. 旧新潟税関の歴史	2
第3章 発掘調査と遺構・遺物	4
1. 調査方法	4
(1) 調査区の設定と呼称	4
(2) 調査工程の概略	5
2. 層 序	6
(1) 運上所の造成および荷揚げ場埋め立ての状況	6
(2) 層 序	6
3. 遺 構	9
(1) 概 観	9
(2) 各 説	9
4. 遺 物	13
(1) 石段石材	13
(2) 石段板材	14
(3) 瓦	14
(4) 硬貨・金属製品	15
(5) その他の遺物	15
第4章 ま と め	16
1. 荷揚げ場石段、護岸石積みについて	16
引用・参考文献	18
旧新潟税関発掘出土遺物観察表	19
巻末図版	20



明治 2 年 新潟税關の圖 (新潟県立図書館蔵)

第1章 序 説

1. 調査にいたる経緯

当市では平成4年度に、旧新潟税関庁舎を中心とする周辺地区を、信濃川と調和のとれた情緒豊かな古くからの港町を表現する歴史・文化ゾーンとして一体的に整備するために郷土資料館周辺地区整備構想を発表した。平成6年度には、新潟市郷土資料館建設基本計画によって具体化の方針が示され、市教委員会生涯学習課に置かれた新郷土資料館建設準備担当によって業務が進められた。その後、平成7年度に策定となつた新潟市第四次総合計画に盛り込まれるとともに、平成9年度には（仮称）新潟市郷土歴史博物館建設室が置かれ、展示基本設計等各種業務が実施されている。

整備予定地は史跡旧新潟税関に隣接する。しかし、当地は大正時代の新潟港築港時に荷揚げ場前面の河川が埋め立てられて水産加工場や宅地となり、昭和39年の新潟地震・津波被災後に堤防が嵩上げされて旧新潟税關（運上所）設立・運営当時の景観は無い。市では、当時の風情を表現する一つとして荷揚げ場石段および護岸石積みの整備を計画し、文化庁の指導の下、資料を得るために発掘調査を実施するにいたつた。

2. 調査・整理の経過

平成8年度には荷揚げ場石段および護岸石積み遺構の残存有無を確認する調査を実施した。調査は市教育委員会生涯学習課職員が担当し、調査範囲（第3章の1参照）に5か所の試掘坑を設定してバックホーで掘削するとともに、遺構の有無・土層の観察を行った。その結果2つの試掘坑で階段状の板材を検出した（写真1）。

平成9年度には、文化庁の指導を受けて調査範囲・方法を決定し（第3章の1参照）、上述の遺構に加えて旧早川堀側の護岸石積みの残存状態をも確認するための発掘調査を実施した。調査終了後には、市埋蔵文化財センターで遺物の実測、図版の作成等作業を行い、本報告書を刊行した。各年次の調査・整理体制・期間は以下のとおりである。

平成8年度調査（平成8年8月21日～9月27日）

調査主体 新潟市教育委員会（教育長 石井淳）
総括 宮崎敏春（生涯学習部参事課長）
皆川泰男（生涯学習課長補佐）
事務 板垣典昭（生涯学習課主事）
調査員 肥田野弘之（生涯学習課主査）



写真1 平成8年度調査で出土した階段状の板材

平成9年度調査（平成9年9月10日～11月21日）

調査主体 新潟市教育委員会（教育長 石崎海夫）
総括 宮崎敏春（生涯学習部参事課長）
皆川泰男（生涯学習課副参事）
郷土歴史博物館建設室長
事務 近藤 敬（生涯学習課主幹）
調査員 肥田野弘之（生涯学習課主査）

整理・報告書作成（平成10年1月～3月）

整理担当 肥田野弘之（生涯学習課主査）
古越永子（生涯学習課文化財専門員）

第2章 史跡の位置と環境

1. 位置と地理的環境

調査地点は新潟市字緑町3437番地1他に所在する。旧新潟税関庁舎の南側に位置し、日本海に注ぐ信濃川の左岸に立地する。発掘調査地点は南方向100mに信濃川河口を臨む、いわゆる河口隣接地である。北方向約1kmには日本海が広がっている。現在の標高は0.7mほどであるが、これは昭和39年の新潟地震以後の埋め立てによる。もともと付近一帯はヨシ等が生い茂る川岸の湿地帯であったとされる（横浜税関1902）。税関庁舎並びにその他関係諸施設は、開港に伴う明治2（1869）年、川面に直接面するように埋め立てられた後、建設された。付近の地形は開港以後の開發行為や川幅の変遷に伴う護岸工事等により、多分に改変を受けてきたものである。なお、新潟地震に伴う災害復旧の詳細は未確認であるが、付近の住民の話と今回の発掘調査による結果をあわせると、現地形は地震に伴う津波による被災のため、それ以前の堤防を約1.5m程盛土したものであることが確認された。新潟地震復旧後における地形の変遷に関しても、今後は詳細な検討が必要であろう。

越後平野は、主に信濃川や阿賀野川両河川の沖積平野で、新潟市はこの河口・下流域に位置する。海岸線に平行して砂丘が10列以上あり、市域も砂丘列の分布する範囲内にある。砂丘後背や砂丘間の低地には自然堤防が分布しており、それ以外は標高0m前後の低地が広がっている。排水施設が整備されるまでは、沼田や潟湖・ヤチなどが広がる地であった。低湿で度々洪水が起こる海岸平野部である市内において、遺跡の大半は砂丘上に立地しており、自然堤防上には少ない傾向がみられる。今回の発掘調査地点のある、信濃川左岸地域は、海岸沿いに大規模な砂丘列が続いているが、現在は地盤沈下で埋没してほとんど見られない。市内中心部を有するこの地の地盤沈下は、特に近代以降著しく起こっている。これは海に抜ける放水路の開発によって低地の干陸化が押し広げられたことによる地層の収縮と、天然ガス採取に伴う地下水の急激なくみ上げによるものと考えられている（百武1995）。

2. 旧新潟税関の歴史

そもそも新潟は、江戸時代を通して日本海側の代表的な港であった。元和2（1616）年堀直吉が長岡藩主となってから諸策をなし、港の発展を図った。寛文2（1671）年幕命を受けた河村瑞賢による西廻り航路開



第1図 周辺の地形

発により日本海側の航路が改良され、新潟港はさらに繁栄していく。しかし、享保16(1731)年松ヶ崎掘削が破壊され、阿賀野川の本流が信濃川と別れたため、新潟方面との物流に支障をきたすことになった。その後天保14(1843)年には幕府の天領になり、大いにその財政に寄与している。嘉永6(1853)年のペリー来航を機に開港の動きが起り、安政5(1858)年日米修好通商条約の締結に至った。これにより、開港五港（下田・函館・長崎・兵庫・新潟）の一つに新潟の名が挙がった。やや条件が悪くても幕府領であったことが最大の要因であろう。しかし、諸外国との様々な条約の中でも、新潟に関しては確定の文意が当ててある。安政条約中は、「新潟 午三月ヨリ凡ソ二十個月後即西洋紀元千八百六十年一月一日ヨリ開クヘシ若シ新潟ヲ開キ難キ事アラハ其代リシテ同所前後ニ於テ一港ヲ別ニ撰フヘシ」となっている（横浜税関1902）。実際、開港準備にかかるとすぐに北越戊辰戦争が起こるなど情勢が不安定であり、英國公使から七尾港への変更申出などがあったために、開港は度々延期され、ようやく明治元(1868)年11月19日に五港の中で最後の開港となった。なお、各國との協議の結果、新潟開港の条件としては佐渡の夷港（現両津港）を補助港とする等の取り決めをしている。維新後の混亂のなかで、新潟府の統括下のもと、開港の準備が整えられた。はじめ、一般事務は旧奉行所庁舎。貿易税務は河口付近の「洲崎番所」で処理されていたが、地の利が悪く不便であったため、字船場の現在地に運上所の建設を計画した。しかし、当地は前述のように地盤が悪く、明治2年1月先ず埋め立て工事から始められた。4464坪の土地を6尺かさ上げし、木の橋で護岸を作り、荷揚げ用に石で階段を設けて整備した。その土地に庁舎・石庫・水槽・荷揚所等が竣工されたのが同年10月である。庁舎は明治初期のいわゆる「木骨石造系擬洋風」建築であり（藤森1993）、117坪の木造平屋建て、瓦葺き屋根である。中央に立つ監視塔、入口のアーチ、なまこ壁等が特徴的である。外國からの要求によるEntree potとして建設された石庫は、土蔵造りで外壁に石積みを採用した100坪の建物である。なお、運上所は明治6(1873)年に「税関」と改称されている。庁舎は以後戦中を除き、昭和41(1966)年まで使用された。但し、途中税關業務の管轄は度々変わり、明治3(1902)年横浜税関の管轄下に入り、新潟税關支署となり、現在は東京税關の管轄下にある。旧税關庁舎はその歴史的経緯・建築学的な価値を鑑み、修理保存の動きが起って、昭和44(1969)年には「旧新潟税關庁舎」が重要文化財、「旧新潟税關」が史跡、同55(1980)年には「石庫跡地」が史跡に指定された。これに際して、45(1970)年に庁舎修理工事が、56(1981)年に石庫復原工事が行われている。

年号	西暦	事項
明治	一一一	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
大正	一一二	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
昭和	一一三	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
五五	一一四	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
五六	一一五	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
五四	一一六	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
四一	一一七	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
三九	一一八	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
三八	一一九	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
二九	一二〇	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
二八	一二一	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
二七	一二二	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
二六	一二三	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
二五	一二四	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
二四	一二五	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
二三	一二六	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
二二	一二七	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
二一	一二八	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
二〇	一二九	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
一九	一二一〇	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
一八	一二一一	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
一七	一二一二	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
一六	一二一三	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
一五	一二一四	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
一四	一二一五	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
一三	一二一六	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
一二	一二一七	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
一一	一二一八	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
一〇	一二一九	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
九九	一二二〇	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
九八	一二二一	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
九七	一二二二	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
九六	一二二三	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
九五	一二二四	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
九四	一二二五	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
九三	一二二六	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
九二	一二二七	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
九一	一二二八	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
九〇	一二二九	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
八九	一二三〇	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
八八	一二三一	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
八七	一二三二	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
八六	一二三三	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
八五	一二三四	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
八四	一二三五	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
八三	一二三六	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
八二	一二三七	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
八一	一二三八	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
八〇	一二三九	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
七九	一二四〇	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
七八	一二四一	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
七七	一二四二	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
七六	一二四三	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
七五	一二四四	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
七四	一二四五	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
七三	一二四五	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
七二	一二四六	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
七一	一二四七	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
七〇	一二四八	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
六九	一二四九	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
六八	一二五〇	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
六七	一二五一	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
六六	一二五二	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
六五	一二五三	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
六四	一二五四	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
六三	一二五五	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
六二	一二五六	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
六一	一二五七	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
六〇	一二五八	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
五九	一二五九	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
五八	一二六〇	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
五七	一二六一	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
五六	一二六二	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
五五	一二六三	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
五四	一二六四	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
五三	一二六五	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
五二	一二六六	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
五一	一二六七	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
五〇	一二六八	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
四九	一二六九	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
四八	一二七〇	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
四七	一二七一	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
四六	一二七二	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
四五	一二七三	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
四四	一二七四	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
四三	一二七五	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
四二	一二七六	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
四一	一二七七	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
四〇	一二七八	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
三九	一二七九	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
三八	一二八〇	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
三七	一二八一	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
三六	一二八二	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
三五	一二八三	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
三四	一二八四	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
三三	一二八五	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
三二	一二八六	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
三一	一二八七	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
三〇	一二八八	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
二九	一二八九	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
二八	一二九〇	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
二七	一二九一	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
二六	一二九二	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
二五	一二九三	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
二四	一二九四	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
二三	一二九五	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
二二	一二九六	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
二一	一二九七	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
二〇	一二九八	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
一九	一二九九	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
一八	一二一〇〇	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
一七	一二一〇一	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
一六	一二一〇二	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
一五	一二一〇三	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
一四	一二一〇四	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
一三	一二一〇五	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
一二	一二一〇六	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
一一	一二一〇七	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
一〇	一二一〇八	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
九九	一二一〇九	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
九八	一二一一〇	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
九七	一二一一一	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
九六	一二一一二	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
九五	一二一一三	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
九四	一二一一四	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
九三	一二一一五	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
九二	一二一一六	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
九一	一二一一七	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
九〇	一二一一八	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
八九	一二一一九	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
八八	一二一二〇	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
八七	一二一二一	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
八六	一二一二二	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
八五	一二一二三	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
八四	一二一二四	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
八三	一二一二五	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
八二	一二一二六	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
八一	一二一二七	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
八〇	一二一二八	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
七九	一二一二九	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
七八	一二一三〇	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
七七	一二一三一	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
七六	一二一三二	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
七五	一二一三三	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
七四	一二一三四	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
七三	一二一三五	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
七二	一二一三六	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
七一	一二一三七	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
七〇	一二一三八	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
六九	一二一三九	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
六八	一二一四〇	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
六七	一二一四一	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
六六	一二一四二	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
六五	一二一四三	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
六四	一二一四四	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
六三	一二一四五	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
六二	一二一四五	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
六一	一二一四六	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
六〇	一二一四七	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
五九	一二一四八	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
五八	一二一四九	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
五七	一二一五〇	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
五六	一二一五一	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
五五	一二一五二	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
五四	一二一五三	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
五三	一二一五四	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
五二	一二一五五	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
五一	一二一五六	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
五〇	一二一五七	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
四九	一二一五八	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
四八	一二一五九	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
四七	一二一六〇	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
四六	一二一六一	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
四五	一二一六二	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
四四	一二一六三	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
四三	一二一六四	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
四二	一二一六五	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
四一	一二一六六	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
四〇	一二一六七	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
三九	一二一六八	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
三八	一二一六九	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
三七	一二一七〇	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
三六	一二一七一	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
三五	一二一七二	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
三四	一二一七三	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
三三	一二一七四	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
三二	一二一七五	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
三一	一二一七六	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
三〇	一二一七七	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
二九	一二一七八	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
二八	一二一七九	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
二七	一二一八〇	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
二六	一二一八一	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
二五	一二一八二	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
二四	一二一八三	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
二三	一二一八四	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
二二	一二一八五	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
二一	一二一八六	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
二〇	一二一八七	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
一九	一二一八八	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
一八	一二一八九	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
一七	一二一九〇	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
一六	一二一九一	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
一五	一二一九二	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
一四	一二一九三	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
一三	一二一九四	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
一二	一二一九五	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
一一	一二一九六	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
一〇	一二一九七	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
九九	一二一九八	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
九八	一二一九九	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
九七	一二二〇〇	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
九六	一二二〇一	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
九五	一二二〇二	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
九四	一二二〇三	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
九三	一二二〇四	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
九二	一二二〇五	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
九一	一二二〇六	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
九〇	一二二〇七	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
八九	一二二〇八	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
八八	一二二〇九	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
八七	一二二一〇	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
八六	一二二一一	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
八五	一二二一二	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
八四	一二二一三	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
八三	一二二一四	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
八二	一二二一五	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
八一	一二二一六	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
八〇	一二二一七	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
七九	一二二一八	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
七八	一二二一九	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
七七	一二二二〇	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
七六	一二二二一	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
七五	一二二二二	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
七四	一二二二三	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
七三	一二二二四	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
七二	一二二二五	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
七一	一二二二六	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
七〇	一二二二七	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
六九	一二二二八	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
六八	一二二二九	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
六七	一二二二一〇	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
六六	一二二二一一	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
六五	一二二二一二	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
六四	一二二二一三	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
六三	一二二二一四	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
六二	一二二二一五	新潟開港の由より、新潟税關が五港の一につにあげられる。
六一	一二二二一六	新潟開港の由より、

第3章 発掘調査と遺構・遺物

1. 調査方法

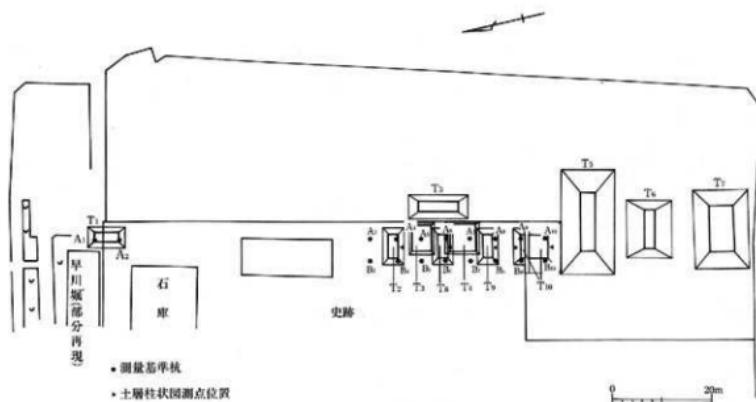
(1) 調査区の設定と呼称（第4図）

旧新潟税関荷揚げ場石段および護岸石積みは史跡範囲と旧信濃川汀線（現堤防・埋め立て地）との境界に埋没しているものと推定され、この境界線上に7か所の試掘坑を設けて、遺構残存の確認調査を計画した。しかし、平成8年度は新潟市新郷土資料館建設予定地の用地買収が未了であり、5か所について調査を実施した。試掘坑は北から南の方向へT₁～T₅の順で設定した。試掘坑の大きさは1基2m×10mを基本とした。

平成9年度調査は、前年度に検出された三段分の階段状板材の南北方向延長の確認、石段一段目蹴込みおよび旧地表面の確認、旧早川堀側護岸石積みの確認を主目的に5か所の調査区を設定した。調査区は1基2m×5mを基本とし、北から南の方向へT₁、T₂、T₃、T₄、T₅とした。T₁₀は史跡と市有地にまたがったため、T₁₀（史跡内側）、T₁₀（史跡外側）に区別した。



第3図 旧新潟税関発掘調査範囲



第4図 旧新潟税関発掘調査区位置

(2) 調査工程の概略

基準点測量

調査範囲には三角点（水準点）より三級基準点を設置し、真北より12°東傾した直線を基準に測量基準杭を設定して測量にあたった。

排水方法

旧新潟税関（運上所）は信濃川を埋め立てて建造されており、史跡地表面（概ね海拔0.7m）から-1.0m程度の掘削で湧水が著しく、平成8年度の調査は中断を余儀なくされた。平成9年度は、湧水に対処するため、口径65mmのジーメンスウェルポンプを各調査区に2本設置し排水に当たった。ポンプは史跡地表面より-1.5mまで差し込んで使用した。

盛土、造成土の削平

調査区域のうち、史跡外は昭和39年の新潟地震被災後の復旧工事により、史跡地盤より約1.5mの厚さで盛土がなされており、史跡も盛土によって堅固に造成されている。このため、荷揚げ場石段が検出されるであろう面の上面0.5mまではバックホーによって盛土を削平し、以降は人力で造成土を掘削した。

層序確認

平成8年度、平成9年度とも、調査区は底場で幅2m程度のトレンチ状とし、長辺方向で石段の傾斜等を調査する方針をとったため、層序確認・土層断面実測は基本的に調査区の南壁で行った。また、遺構が検出された場合には十字あるいは調査区の長辺方向にセクションベルトを残し、必要に応じてセクションベルトの一部を実測した。

遺構精査・発掘

遺構が階段状に検出されることが予想されたため、調査区の長辺方向の縁（北壁または南壁）に幅約0.4mのトレンチを人力で掘削し、石段あるいは造成土の状態を確認した後、必要に応じてセクションベルトを残して面的に広げ調査を行った。

石段造成土は非常に堅固で粘性も高く、栗石を多量に含んだ粘土であったため、手ショレン、移植ゴテを使って遺構の精査を行った。遺構の発掘も同様の方法を採った。排土は調査区面積が狭く、法面も45°程度であったため、ベルトコンベアーは使用せずにバックホーによって調査区外へ出して埋め戻しに供した。なお、遺構が検出された調査区では、遺構の保護のため、厚さ約0.5mの山砂を入れ込んで養生し、ブルーシートを目印として敷いた上で排土によって埋め戻した。遺構の呼称は記号化せず、想定される遺構名に調査区ごとの番号を併せて付けた。

遺構実測

調査区が面積的に小さく、深さが史跡地表面より-1.5m程度となったため、光波測距器のついた平板を用いて遺構の実測を行った。野面積みの石積みや、石段構造物の一部である板材など細部の実測が必要な場合には、取り枠を併用した。

埋め戻しと現状復旧

調査区のうち、史跡部分は上述の方法で埋め戻した後、木枠やH鋼据付フェンスで囲いをした。

2. 層序

(1) 連上所の造成および荷揚げ場埋め立ての概況（第5図、第6図）

「新潟税関沿革史」によれば、新潟港の運上所は、明治2（1869）年の1月に埋め立てが開始され、同年10月に庁舎、石庫、水櫓等が完成した。現地は蘆生（葦原）であり、敷地面積は四千四百六十九坪七合七勺（14,750.2m²）を測る。明治2年以來8年までは、旧新潟税関前面は水櫓となっており荷揚げ場への石段は5段を数える。明治19年の配置図では、水櫓は無く石垣のような護岸と桟橋がみえる。明治9年、明治17年の新聞に桟橋新設の記事があり、前面護岸はこのころに改変されたものであろうか。明治25年には、洪水によって沿岸の石垣が崩壊し2021円50銭をかけて竣工するとの記事がみられる。以後石垣護岸の改修、新設等記事は無く、大正11年前の配置図には石垣にかかるような図示はみあたらない。

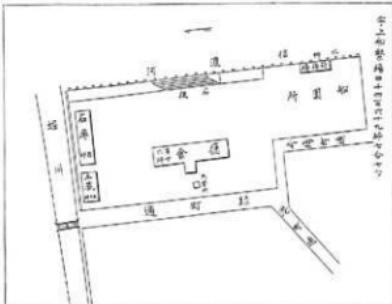
大正11年の配置図によれば、このころ旧新潟港関門揚げ場前面は、新潟港築港とともに信濃川左岸の改修工事により埋め立てられたことになる。この後埋め立て地は、魚市場や水産加工場、宅地等に利用されてきた。

昭和39(1964)年6月16日に発生した新潟地震は、市域の軟弱地盤地域に亀裂や陥没、液状化に伴う噴砂現象を引き起こした。また、地震発生後の津波によって信濃川両岸地域は浸水、湛水の被害にあった。震災後の復旧で、旧新潟税関に隣接した柳島町は、信濃川の堤防嵩上げも含めて旧地盤より2m内外の厚さで盛土され、その上に民家等が再築された。ここにおいて、旧新潟税関荷揚げ場の石段および石積みは、さらに深く埋没することとなった。

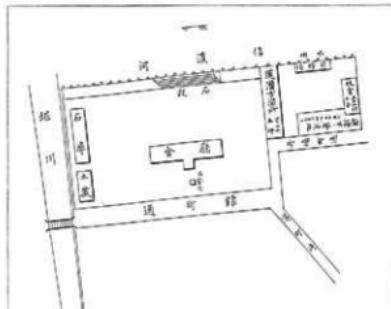
(2) 層序 (第7図、図版1・2)

前述のとおり、旧新潟税関は信濃川を埋め立てて造成されており、発掘調査によって確認された順序は人為的に形成されたものが殆どであった。しかしながら、今回は制限された範囲・深度で発掘調査を実施したため、深く埋没した部分すなわち旧新潟税関造成当時のようすを知ることはできなかった。

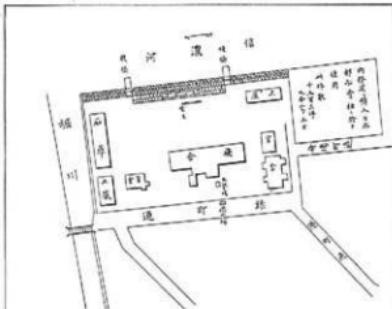
確認された層序は、次の①～③の 3 とおりに大別できる。



明治4年の配置（縮尺不同）



明治8年の配置（縮尺不同）



明治19年の配置（縮尺不同）

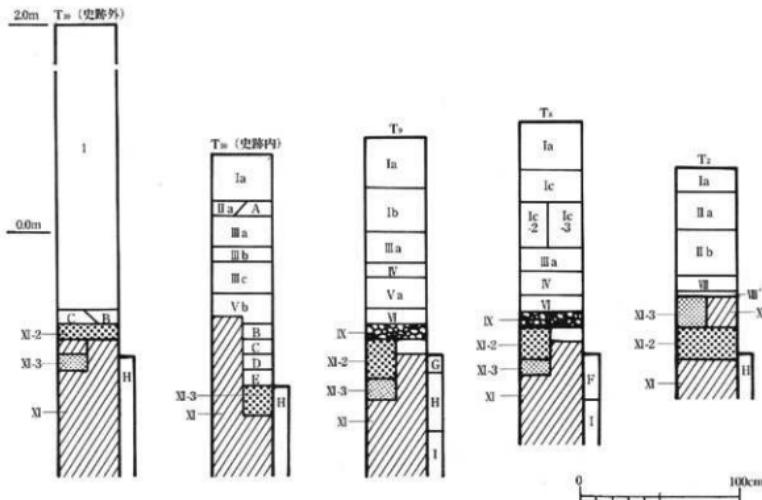


第6図 大正時代の旧新潟税関施設配置

このうち、①、②は造成の段階が概ね一致していると判断されたため、土層柱状図に示した。また、旧早川堀に隣接していた③は他と異なるため、別に図示した。

- ① 史跡に隣接しており、新潟地震後に2m前後の盛土が施された区域

平成8年度調査 T₂, T₅, T₆, T₇
平成9年度調査 T₁₀ (史跡外側)] ※T₁₀ (史跡外側) で代表して柱状図化



第7図 土層柱状図 (模式図)

② 史跡範囲

平成8年度調査 T₃, T₄

平成9年度調査 T₂, T₃, T₄, T₅ (史跡内側)

③ 旧早川堀に隣接した史跡範囲、みどり公園部分

平成9年度調査 T₁

以下に土層柱状図を説明する。

I 層：黄灰色砂 新潟地震後の盛土

I a 層：灰黄褐色砂質土 現史跡表土

I b 層：暗灰褐色砂質土 細密で固い。石轍桟瓦（図版12）出土。

I c 層：I b 層とはほぼ同質であるが灰白砂が混じる。

I c-2層：I c 層とはほぼ同質であるが礫が混じる。

I c-3層：I c 層とはほぼ同質であるが礫・コンクリートが混じる。

II a 層：黄灰白色砂 粗粒で柔らかい。

II b 層：暗灰黄色砂質土 細粒であるが柔らかい。礫が混じる。

III a 層：暗褐色砂質土 粗粒で柔らかい。炭化物、ガラス、瓦、ビニール、陶磁器等を含む。

III b 層：黒褐色砂質土 III a 層と同質で同様の遺物を含む。

III c 層：III b 層と同質で、腐植土、木片が入る。

※ III a, III b, III c 層は新潟地震津波被災後の瓦礫がたまってできたものとみられる。

IV層：赤褐色砂 やや粗粒だがしまる。炭化物が入る。

V a 層：黄褐色砂 粗粒でしまりなし。黄褐色粘質土ブロックを含む。

V b 層：黄褐色砂 粗粒でしまりなし。灰白色粘質土ブロックを含む。炭化物、ガラスを含む。

VI層：暗青灰色砂 粗粒でしまりなし。T₃で1セントコイン（第8図、図版16）を出土。

VII層：黄褐色シルト質土 細密でよくしまる。VII' 層がブロック状に入る。

VII' 層：黒褐色シルト質土 細密でよくしまる。VII 層、IX層がブロック状に入る。

IX層：黄灰白色粘土 細密でよくしまる。礫を多量に含む。

IX-2層：黄灰白色粘土 IX層と同質であるが礫を含まない。

XI層：青灰色シルト質土 細密でよくしまる。

XI-2層：青灰色シルト質土 細密でよくしまる。酸化鉄を含む。礫、やや大きめの礫を多量に含む。

XI-3層：青灰色シルト質土 細密でよくしまる。XI-2層がブロック状に入る。

A層：黄褐色砂・黄褐色粘土の混土。固くよくしまる。

B層：暗褐色シルト質土 粒粒で柔らかく、しまりなし。

C層：黄灰色花 粗粒でしまりなし。

D層：緑灰色シルト質土 IX層に礫混ざる。柔らかくしまりなし。

E層：黒褐色砂質土 粗粒でしまりなく礫を含む。

F層：淡い褐灰色砂質土 粗粒で固くよくしまる。

G層：灰白色砂 粗粒で柔らかくしまりなし。

H層：黄灰色砂 粗粒で柔らかくしまりなし。

I層：暗青灰色 粗粒で柔らかくしまりなし。

3. 遺構

(1) 概観

5か所の発掘調査区は、出土した遺構により旧早川堀側のT₁と旧新潟税関庁舎正面付近に位置するT₂～T₆の2つに大別される。

T₁では野面積みの護岸石積みと基礎の杭が出土した。石積みは主として花崗岩を用い、裏込めとして握り拳大から人頭大の川原石を使ってある。護岸石積みの石材は粘土と砂を混ぜた土で隙間を充填してある。基礎の杭列はマツ属を用材としていたようであるが、予定された発掘深度を上回る部分で何らかの固定がなされているものか引き抜くことができなかつたため、詳細は不明である。

T₂では野面積みの配石と石材を除去したときにできたと考えられる穴状の窪みが検出された。これらの配石は、T₃、T₄で検出された石段造成部分とほぼ同様の傾斜で旧信濃川河岸方向に落ち込んでいる。

T₃では石段の基礎造成部分とみられる石材、板材、版築された栗石混じりの粘土層（IX層）が検出された。石段を直接に形づくりていたであろう石材はT₃同様はぎ取られたものか、調査範囲には残存していないかった。造成部分の石材は方形に加工したもののが欠損した状態のままで使用されており、近接して使用された石材の大きさが全く異なるなど、転用材の可能性がある。板材はマツ属とみられる。腐食が著しく使用当初の形状は分からぬが、ボルトまたは犬ヶ崎状の金属片が刺さっているものがあり、転用材の可能性がある。板材は何枚も連続して使用されたとみられるが、調査区域内では板材1枚分の長さは確認できなかつた。また石段造成部分の北端部も確認できなかつた。平成8年度調査のT₃土層確認時にIX層の北端部が確認されている。石段を覆う砂層から1920年の年号が入ったアメリカ合衆国の1セントコインが出土した。

T₄はT₃とほぼ同様な遺構の検出状況がみられた。しかし、石段造成部分の南端部は確認できなかつた。

T₅は史跡境界のコンクリート塀基礎を境に史跡内と史跡外に区分されるが、遺構の検出状態は同様である。T₂で検出された野面積みの配石の下位で確認された栗石層（XI-3層）と同様の栗石層（XI-2層）が、緩やかに旧信濃川河岸方向に傾斜している。下位の調査によつてもT₅やT₆で使用された栗石混じりの粘土層（IX層）は検出されなかつた。

遺構は新潟地震によるものか歪みが認められ、T₃、T₄では造成上に地割れと噴砂の跡も観察された。また、炭化物や瓦、ガラス瓶、陶磁器などの破片が多量に含まれた黒褐色層（IIIa層）がT₃以南の調査区で認められ、平成8年度調査では、この土層がつまた土坑状の落ち込みから昭和38（1963）年～昭和39（1964）年に限つて使用されたとみられる電話番号記載のある牛乳瓶が出土した。

(2) 各説

発掘調査区城が狭く、かつ遺構の全容が不明であるため、調査区ごとに説明する。

T₁：

旧早川堀石積み護岸、杭列（図版2）

検出部位で3段分を数える。最高点で標高-0.9m、最低点で標高-1.6mを測り、東西方向から南に12°偏って列をなす。石材は面取りの加工のあるものや、切り出したままのものなど大きさも含め不定型である。材質は1個が砂岩質で、あとは花崗岩である。花崗岩の色調も赤みがかったものや、青みがかったものなど一定でない。石材は黒褐色で極めて粘性の高い粘土で隙間を埋めてある。裏込めは握り拳から人頭大位の川原石を使つ（註）、護岸石材より0.8mの奥行きで、暗灰色の柔らかい粘質土とともに充填してある。護岸石材は石積み埋設時の撤去または後の搅乱によるものか、欠落部分や石積み後方に崩れた恰好になつている部分もあった。

石積み護岸の基礎とみられる杭列は13本が検出された。杭列は、石積み端部より早川堀側へ0.2mないし0.3m離れてほぼ平行に打設されており、石積み列と同じく東西方向から南に12° 傾っている。杭の直径は1cm前後のものが5本、13cm前後のものが4本、15cm前後のものが3本、復元直径30cm程度の丸太を4分の1程度に縦割りしたものが1本である。杭の頭は最高点で標高-1.51m、最低点で標高-1.62mを測り、平均は-1.53mである。検出された石積みの最高点との比高は0.63mである。

T₂

野面積み状配石（図版3）

調査区の西側すなわち旧新潟税関庁舎寄りに、北から12° 東に偏った南北ライン2列の石列が認められる。石材は抜き取られたと考えられるものが殆どで、残存しているものは10個体である。石材は川原石と花崗岩が適宜使用されたようである。石材の大きさは短径、長径とも20cmから30cm前後でほぼ揃う。石列は最高点が調査区南端で-0.52m、最低点が北寄りで-0.63mであり、やや北側に傾く。この石列の調査区南端より0.93m北寄りの地点から東側すなわち旧信濃川河岸方向へ、東から南へ20° 傾った東西ラインの石列が延びる。ほぼ直角な位置関係の2つの石列により作られる“L”形区画は0.5m×0.8mであるが、これより東側には同じ大きさの花崗岩石材があり、関係が注目される。また、これらの石列の周囲には石を抜き取ったと考えられる窪みが多數認められた。窪みの覆土はⅧ層である。

南北ラインの石列を境に西側は基盤とみられるⅩ層が単層となるが、石列より東側は東石状の礫を多量に含んだⅨ-2層が厚さ0.2m前後で入る。これは、Ⅹ層とともに水平より5° 下方へ傾き、東側へ延びてⅧ層の下へと続く。

註：川原石は、河川に流されたことで石材の表面が滑らかとなり概ね橢円形を呈する礫をさす。大きさは握り拳程度から人頭大まで多様で、材質も多種におよぶ。信濃川河口域は砂が主層である。

T₃

T₂はT₁、T₃に比して地盤の歪みが顕著である。調査区南よりでは地盤に亀裂があり、その中に噴砂によるとみられる砂がつまっているなど、新潟地震の被災状況に似た現象がみられた。遺構の説明においては、この歪みを補正せず、測定幅をもたせて表記する。

Ⅸ層傾斜面（図版4）

調査区西端より東すなわち旧新潟税関庁舎より旧信濃川河岸方向に0.3m前後まで、水平方向より3° 下方に傾いたⅨ層が堆積し、そこからⅧ層が水平方向より4° 下方に傾いて、調査区西端より1.6m前後の地点まで面をなす。ここからⅧ層は幅0.15~0.3mで、水平方向から下方へ25° 程度の傾きを持った傾斜面と幅0.4~0.5mで水平方向から下方へ5° 程度の傾きを持った面を交互に3段ずつつくりながらⅠ層の下へ続く。Ⅸ層は最高点で標高-0.48m、最低点で標高-0.53mを測り、Ⅷ層は最高点で標高-0.48m、最低点で標高-1.03mを測る。

石材、石材設置穴（図版5・6）

石材はⅨ層傾斜面下から出土した。Ⅸ層は東西方向で石材の概ね西側半分に堆積する。図版のとおり、便宜的に石材に番号を付けるが、番号は相互に関連するものではない。

石材1（図版12・17）

花崗岩。石材2・3と南北ラインで同一線上となる。東西幅30.2cm、南北長56.9cm、厚18.5cmを測り、深

度は最高点で標高-0.65m、最低点で標高-0.66mを測り、若干南に傾く。

石材 2 (図版12・17)

花崗岩。石材1と南北ラインで同一線上となる。東西幅29.3cm、南北長24.9cm、厚10.3cmを測り、深度は最高点で標高-0.66m、最低点で標高-0.74mを測り、南に傾く。

石材 3

花崗岩。調査区南壁に入り込む。検出部位東西幅28cm、最大厚9cm、最小厚6cmを測り、深度は最高点で標高-0.70m、最低点で標高-0.73mで東側に傾く。

石材 4

花崗岩。調査区北壁に入り込む。検出部位東西幅24cm、最大厚10cm、最小厚6cmを測り、深度は標高-0.81mで、東西方向にはほぼ水平である。

石材 5 (図版6)

花崗岩。石材3の底面より1cmの厚さでⅩ-2層を挟み、その下位に置かれる。石材設置の掘り込み面は不明。検出部位で長さ60cm、幅24cmを測る。厚さは18cmとみられるが、最深部までの調査は未了であるため確認できない。検出部位最高点は標高-0.74m、最低点は標高-0.81mで東に傾く。径20cm程度の川原石を2個のせた状態で検出された。

石材 6 (図版6)

川原石。石材設置穴1の底面より厚さ3cmの厚さでⅩ-2層を挟み、その下位に置かれる。検出部位の東西方向で長さ34cmを測る。厚さは18cm程度とみられるが、最深部の調査は未了であり不明である。検出部位最高点は標高-0.78m、最低点は標高-0.79mであり、若干東に傾く。

石材設置穴1 (図版5・6)

穴の東西幅は確認面、底面ともに0.3m内外であるが側壁が底面から上方へ垂直より東へ30°程度傾く。穴の深さは、垂直方向・側壁の高さとともに12cmである。穴は北から東へ12°偏った南北ラインで調査区を貫くとみられる。深度は穴の底面最高点で標高-0.75m、最低点で標高-0.79mを測るが、石材3の直下では底面最高点で標高-0.81m、最低点で標高-0.84mを測り、石材の沈降によるものとみられるずれが記録された。穴の埋め土(埋1)は、暗褐色のシルト質土であり散粒で柔らかい。穴はⅩ-2層に穿たれており、下位に板材の検出は認められなかった。

石材設置穴2 (図版5・6)

穴は底面幅が0.24m～0.25mであり、北から東へ12°偏った南北ラインで調査区を貫く。石材を抜き取った際の搅乱により側面壁の立ち上がりは殆ど認められない。底面は調査区北寄りで最高点標高-0.82m、南寄りで最低点-0.83を測り、やや南に傾く。穴はⅩ-2層からⅪ層にかけて穿たれており、穴の埋め土は石材設置穴1と同質で、厚さ2cm内外の堆積を挟んで、下位の板材上面に達する。

石材設置穴3 (図版5)

穴は底面幅が0.3m前後であり、北から東へ12°偏った南北ラインで調査区を貫く。石材を抜き取った際の搅乱により側面壁の立ち上がりは殆ど認められない。底面は調査区北寄りで最高点が標高-0.93m、南寄りで最低点-0.95mを測り、やや南に傾く。穴はⅩ-2層からⅪ層にかけて穿たれており、穴の埋め土は石材設置穴1と同様で、厚さ9cm内外の堆積を挟んで、下位の板材上面に達する。

板材1 (図版5)

腐食が著しく、底面と調査区北端側の面に整形痕がわずかに認められるほかは原形を止めない。石材設置

穴1に設置されており、板材底面は東西に0.2m前後の比高差で東に傾く。設置底面は調査区北寄りで標高-0.96m、南寄りで標高-0.97mを測り、やや南に傾く。調査区北側の板材端部より南へ0.1mの部位にボルトまたはダクギ状の金属製品が刺さっていた。

板材2(図版5)

板材1同様腐食が著しいものの、底面最大幅で0.34mを測る。調査区中央部分は土層観察用アゼを撤去しなかったため不明であるが、調査区北端より1.38mの部位で板材3と連続する。板材底面の東西端部は2cm前後の差で東に傾く。板材底面は調査区北端で標高-1.05m、板材3との接続部位端部で標高-1.04mと若干北に傾く。

板材3(図版5)

板材2と連続して設置される。腐食が著しく、底面幅は0.32~0.38mを測る。板材底面の東西端部は10cm前後の差で東に傾く。底面は板材2との接続部位で標高-0.94m、調査区南端で標高-1.01mを測り南に傾く。

板材1掘り方(図版5)

板材1設置面の東西幅は18~24cm、底面幅は14cm~20cmと調査区北端から南端にむけてすぼまる。掘り方はXI-3層を2cm程度埋め土として板材2を設置したものとみられる。掘り方底面は調査区北端で標高-1.00m、調査区南寄りで標高-1.05mであり、南に傾く。

T_s

T_sはT_a同様地盤の歪みが顕著である。調査区南よりでは地盤に亀裂があり、その影響で板材の断裂が生じ、調査区西よりでは石材設置穴に地盤の影れ上がりがみられるなど、新潟地震の被災状況に似た現象がみられた。遺構の説明においては、この歪みを補正せず、測定値をもたせて表記する。

II層傾斜面(図版7)

調査区西端より東へすなわち旧新潟税関庁舎より旧信濃川河畔方向に2.4m前後まで、搅乱穴により地盤のようすは不明である。IX層は地盤の歪みや削平により、IX層は水平方向より10°~15°下方に傾いて、調査区西端より2.2m前後の地点から東へ4m前後の地点まで段階上に面をなす。傾斜面は4つに分かれ、調査区の西から順に、東西方向の幅は1段目が16cm前後、2段目が26~36cm、3段目が20~30cm、4段目が40~46cmと均一でない。IX層は最高点で標高-0.38m、最低点で標高-1.12mを測る。

石材設置穴1(図版8)

調査区北半で北より東へ10°偏った南北ライン上に認められる。底面幅は18cm前後ではば揃うが側面壁は東西の高さが14cmの差で東に傾く。側面壁の高さは6cmから18cmと著しく歪む。底面は標高-0.72m~-0.85mと波打ったようになり、調査区南寄りでは搅乱により不明となる。穴はIX-2層に穿たれているが、埋め土は底面から6cm程度の厚さでXI-3層が入り、その上に8cm程度の厚さで埋1が入っていたものと考えられる。

石材設置穴2(図版8)

北より東へ10°偏った南北ラインで調査区を貫く。穴の上端の幅は調査区北半で28cm前後、南半で18~26cm、底面の幅は調査区北半で16~18cm、南半で20~22cmであり、南半では側面壁が東に傾く。底面は標高-0.89m~-0.94mで波打ったようになる。穴はIX-2層からII層にかけて穿たれており、埋め土は3~4cmの厚さでXI-3層が入って板材上面に達する。

石材設置穴3(図版8)

北より東へ13°偏った南北ラインで調査区を貫く。穴の上端の幅は調査区北半で22cm~26cm、南半で30~

32cm、底面の幅は調査区北半で20~26cm南半で22~24cmである。側面壁は外傾し開く。底面は調査区北端で標高-0.99m、南端で標高-1.04mとなり南に傾く。穴はIX-2層からXI層にかけて穿たれており、埋め土は4cmの厚さでXI-3層が入って板材上面に達する。

板材1（図版8）

石材設置穴2の直下に位置する。調査区北端より1.86m南の部位で板材2と接続する。腐食が著しく原形を止めない。底面の幅は14~26cmと均一でない。板材設置面の調査はしていない。

板材2（図版8）

石材設置穴2の直下に位置する。腐食が著しく原形を止めない。板材1との接続部位から0.2m南の部位で地盤に亀裂が走り、比高差10cm余りで南側が高く、北側が低くなる。これより板材は調査区南端よりT₁₀方向に延長するものとみられる。底面の幅は16cm~26cmと均一でない。板材設置面の調査は実施していない。

板材3（図版8）

石材設置穴3の直下に位置する。調査区北端より28cm南の部位で板材4と連続する。腐食が著しく原形を止めない。底面幅は30cm前後で均一であり、底面の東西端は2.1mの比高差で東に傾く。板材設置面は北端で標高-1.17m、南端で標高-1.15mと北に傾く。

板材4（図版8）

石材設置穴3の直下に位置する。板材3に連続し調査区南端よりT₁₀方向に延長するものとみられる。調査区南端より0.3m北の部位で地盤の亀裂に伴って割れ、比高差7cm余りで北側が高く、南側が低くなる。また板材3との接続部位より0.57m南の部位にボルト状の金属製品が刺さる。底面幅は20~34cmと均一でない。セクションベルトより北側の底面東西端は比高差は1cm内外とほぼ水平である。板材設置面は板材3との接続部位が標高-1.16m、セクションベルトに接する部分が標高-1.15mと南に傾く。セクションベルト以南は板材設置面の調査はしていない。

板材3・4掘り方（図版9）

最大幅は調査区北端の板材3設置面で0.4m、最小幅はセクションベルトに接する板材4設置面で0.24mを測る。底面幅は同じ部位でそれぞれ34cm、18cmをはかり、側面壁は外傾して立ち上がり、高さ16cmを測る。底面は調査区北端で標高-1.23m、セクションベルトに接する部位では標高-1.21mを測り若干南に傾く。穴はIX-2層とXI層に穿たれており、埋め土はXI-3層である。

T₁₀（史跡内側）（図版10）

調査区西端より0.9m、標高-1.70mの地点から水平より10°~15°下方に傾斜してXI-3層が検出された。疊の大半が握り拳大であるがごくわずかに人頭大のものが混じる。層厚は14~18cmでXI層が下位に堆積する。

T₁₀（史跡外側）（図版11）

調査区西端、標高-1.6mの地点から水平より10°下方に傾斜してXI-3層が検出された。疊の混入度合いは史跡内側の状態にはほぼ同じであり、層厚は10cm程度で下位にXI層が堆積する。

4. 遺物

（1）石段石材（図版12・17）

石段石材としては4点がT₁₀より確認されているが、今回はその内2点について取り上げ・実測を行った。図版12の1は一端が欠損している。残存長=56.9cm、幅=30.2cm、厚=18.5cm。側面右側に示される裏面は割れ面になっている。その他の面には斜め線上の工具痕が認められる。ほぼ平滑に仕上げられている。特

に表面は整形が丁寧であり(a)、その他側面は表面に比べ、やや加工が粗い。石材は花崗岩、俗にいう御影石と思われる。黒色結晶（黒雲母）が大量に確認できる。白い粗粒もかなり含まれていてはっきりとした粒状を呈している。表面で観察できうる結晶構造は緻密である。全体の色調としてはやや青みを呈する。2は裏面及び左側面は割れ面で欠損している。残存長=29.3cm、幅=24.9cm、厚=10.3cm。表面には1同様斜め線上の工具痕が認められる。ほぼ平滑に仕上げられており、整形は丁寧である(b)。1・2におけるこの斜め線上の工具痕はおそらくノミによるものと思われる。他の2面は一応整形してあるようだが、加工の明確な痕は無く、表面は風化によるのか粗い。石材は1同様花崗岩と思われる。こちらも白い粗粒を多く含むが、1に比べやや光沢を持ち石英かと思われる。白味が強く、粒状にはまとまっていない。結晶構造はやや粗い。全体の色調としてはやや紅色を帯びている。どちらも花崗岩ではあるが結晶構造の違いから、同母岩ではないといえる。2点とも厚さが不均一であり、割れ面がそのままあることから、転用材であろう。加工の丁寧な面を意図的に上にして設置されていたことから、外見をそろえる程度で特に新たな加工は施していないようと思われる。なお、長く土中にあったためか、全体はかなり風化している。

(2) 石段板材（図版13・17）

今回出土の板材は7点であるが、石段の下に確認された板材はT₆で4点あった。内、2点（図版13）について実測図を示す。5は心持材である。最大長=29.8cm、幅=36.9cm、厚=15.2cmをはかる。表面及び左側面は遺存状態が悪い。右側面、裏面及び下端には加工痕が認められ、調整面である。右側面は平滑であり、特に下方には刃端痕と思われる加工痕がある。下端の面は、一部朽ちてはいるが、加工面の状態は良い。刃先痕が2点確認でき、これは鋸によるものと思われる。加工の方向は矢印で示した。この面の左端・右端は遺存状態が良いので、本来の幅をある程度示すと考えられる。裏面も平滑である。矢印方向に細かい擦痕が確認される。非常に細かく、面全体に同一方向で認められることから、これも鋸引きによる面生成の痕である可能性が高い。上端は取り上げ時に切断した。6も心持材である。表面及び両側面は遺存状態が悪い。表面中程にボルト状の金属製品が打たれている。ボルトは深く打たれており、その詳細な形状については不明である。はっきりとした頭部を確認できない。ボルトの打たれている周辺は朽ちているが、容易に抜ける状態ではない。裏面はかなり平滑になっている。明確な加工痕は確認できないが、調整面であると思われる。上端・下端は取り上げ時に切断した。なお2点とも状態の良い裏面が下になって設置されていた。樹種については分析をしていないが、松脂の匂いがきつく針葉樹であることから、マツ属であることは確実であろう。マツ属は針葉樹の中でも耐水湿・耐久性に優れ、また日本においては入手が容易である（成田1990）。用材の選定が意図的なのかは不明であるが、環境に叶った材の使用をしているといえる。

(3) 瓦（図版12）

瓦は破片も含めかなり出土している。ここでは税関施設に係ると思われる状態の良い2点について実測図を示す。2点は共に軒棟瓦でT₁より出土している。いずれも三つ巴で小巴が右巻きを呈しており、垂れ文様は重線で描かれている。3は垂れ区の1/3程まで残存している。小巴の径は2.19cmをはかり、4に比べて巴が大きく、また断面が深くてやや梢円形を呈する。尾も比較的長い。胎土は石英、長石等5mm以下の粒子を含み、擬灰岩粒や混和材により黄褐色の流水模様がみられる。表面は2点とも釉薬がかかる。4の垂れ区はごく一部を留めるのみである。小巴の径は1.61cmをはかり、3に比べ小さく、断面が浅めで丸い。小巴の配置も中心から若干間隔をおいてある。胎土は基本的に3に同じであるが、粒の径が小さく、黄褐色の流水模様もみられず、精緻である。税関施設に使用された瓦は各時期によって大きさも種類も異なっていたようだが（新潟市1971）、詳細に把握されていない。この2点についても時期的判断はしかねる。但し、4は小巴の様子が石庫の当初の瓦の写真に類似しており（新潟市1982）、その可能性も考えられる。

(4) 硬貨・金属製品（第8図、第9図、写真2、図版13、図版16）

T₈層土層断面より、第8図の硬貨が出土している。アメリカ合衆国の1セント硬貨で、青銅貨である。遺存状態は比較的良好であるが、全国的にうっすらと鏽が生じており、肉眼での判読は難しい。図柄は表面が第16代大統領であるリンカーンで、上部に文字が刻まれている。判読はできないが、現行貨幣の“IN GOD WE TRUST”と同文が刻まれている。鋳造年は1920年になっている。左部には“…ERT…”と読める。これも現行貨幣と同じ“LIBERTY”的一部である。裏面には“ONE CENT”と大きく刻まれその下には“UNITED STATES OF AMERIKA”とみえる。左右には麦の穂を配し上部には“E PLURIBUS UNUM”と刻まれている。裏面の方針が状態が良い。なお、この硬貨は1909~1959年まで鋳造されていたもので、現在は裏面のデザインが変更されている（註）。

図版13の7はT₈出土の2段目の板材に打ちこまれていたボルトである。その状態は写真2に示す。全体的に腐食が激しい。板に打ち込まれていたため、ボルト周囲には木質が付着している。長=11cm、径=1.75cm、頭部径=2.92cmである。頭部はほぼ円形を呈する。ボルトは明治以来西洋建築工法の伝来と共に普及したもの（日本民具学会1997）、よって明治以降のものであることは確実である。なお径・頭部径の寸法規格をみると、前者は約6分、後者は約1寸になるので、どうやら尺単位でできているようである。

第9図は同じくT₈の石材設置穴1直下のII層上面より出土した、洋クギである。長=6.2cm、径=0.34cm、頭部径=0.75cmをはかる。元々真っすぐであったものが、何らかの力によって曲がったものと思われる。遺存状態は良好である。先端は鋭くなっている。断面は円形を呈する。

(5) その他の遺物（図版16・17）

以上の他に様々な生活用具が出土している。T₈からは10・11~12・14~16の陶磁器・硝子・瓦破片が出土した。22は勝塚田牛乳製の牛乳瓶である。電話番号が2番併記されたこの瓶は、昭和38(1963)の1年のみ使用した物である。よって同じIII a層より出土した19~26は、昭和38~39年に廃棄された物とみるとができよう。



第8図 1セント銅貨拓影

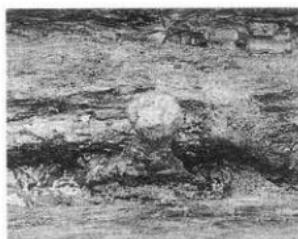
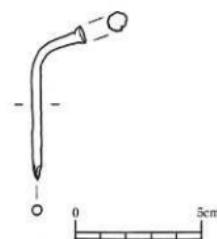


写真2 板材に打ちこまれていた
金属製品



第9図 クギ

註：硬貨に関しては、日本銀行金融研究所貨幣博物館の鈴木由香氏に御教示頂いた。

第4章 まとめ

1. 荷揚げ場石段、護岸石積みについて

発掘調査の結果、荷揚げ場の石段に係わると考えられる造成土および造構が、T_o、T_sで確認された。また、石段両脇の野面積み護岸に係わると考えられる配石造構がT_oで、T_sと同様の造成がT_oで確認された。以下、石段部分と護岸石積み部分とに分けて調査結果をまとめる。

・石段部分について

T_oについては、土層断面（図版4-1）にみられるように、地震による地割れや地盤の歪みによる石材、板材の段差の不均等がある。よって石段の構造については精緻な数値を求めるることは難しい。また、新潟港築港に伴う埋め立てに先立って抜き取られたためか、石段を作成していただろうと思われる石材は1点も出土しなかった。

石段造成面はVI層およびF層などの砂層によって埋め立てられたと考えられる。この層序からは1920（大正9）年に鋳造された1セントコイン（図版16-1、2）が出土しており、大正から昭和初頭にかけた新潟港築港に伴う埋め立て時との関連性を物語っている。

VI層の直下にはII層が断続的に堆積している。この層序は疊含有の有無によりII-2層とに分けられる。このII-2層を穿つて石材1、2、3、4（図版5）が設置されている。石材1、2、3の下層では板材は検出されず、石材1の下位には石材5が、石材設置穴1の下位には石材6が、基盤のII層を穿つて設置されており、相互の関係が注目される。

板材は掘り方に設置され、石材設置穴が直上に配置されたと考えられる。板材は複数枚が南北方向に連続して設置されているとみられ、板材1の北端部、および板材2と3の間に合わせ部位が確認された。板材は腐食が著しいものの設置床面では残存状態が良く、加工面の調整面が認められるものもあった。石材3と板材1、板材1と板材3との段差は土層断面で観察され、それぞれ20cmと10cmを測り均一でない。板材の掘り方はII-2層あるいはII-2層からII層にかけて穿たれている。

T_sについては、地震によるものと考えられる地盤の歪みと石段埋め立て後の擾乱によって、石段を構成していたものと考えられる層序や造構に歪みやずれが認められる。

IX層は擾乱等により失われた部分もあり、石材は1点も出土しなかった。IX層と同じレベルでII-2層やII-3層が使用されている部分も認められ一様でない。また、板材については地割れにともなうとみられる断列部位が認められた。石材設置穴、板材設置の掘り方との関係についてはT_sに同じであり、土層断面における板材1と板材3の床面段差は12cmを測り、T_sの板材1と板材3の段差に近い。

なお、石段の造成に使用されたと考えられるII層は、T_sからT_oを経てT_s方向に堆積しているとみられるが、T_sでは検出されなかった（図版1、10）。

発掘調査では、残念ながら石積みや石段の範囲が分かる境界部等を確認することができず、正確な形状を発掘からうかがうことはできなかった。そのため、石段の範囲や形状を推測する資料としては現存する施設配置図に頼らざるを得なくなる。時代から考慮して、埋め立てられた時点での状況に最も近いと思われる資料が大正11年前の配置図である。そこに記された寸法から算出すると、石段の範囲は南北約18m、東西約4mとなり、石段の最下段に描かれているテラス状の施設を含めると、東西約6mになる。

明治4から19年の配置図では石段は5段分が記入され、巻頭の新潟税關の図にも5段程度の石段が描かれている。そのことから創建当初の石段は5段であったと推測される。ただし、大正11年前の配置図では7段

となっており、段数に違いが認められる。T₁から出土した板材に打ち込まれていたボルトが明治以来の西洋建築の伝来に伴って普及したものであることを考え合わせると、これらの板材は創建当初の遺構というよりはむしろ、それ以後の改修で持ち込まれた施設と考えたほうが妥当性が増す。すなわち、配置図の信憑性は考慮しなければならないとしても、発掘で検出された遺構は、時代的に新しい記録による7段であった可能性が高くなる。なお、石段のおおよその範囲を遺構全体図（図版1）に破線で示した。

T₁・T₂で検出された板材は50~70cmの間隔で南北方向に列を成している。大正11年前の配置図から算出すると石段一段の踏み面は奥行き57cm程度になるため、本来は2尺（60.6cm）程度の踏み面であったと予測できる。すなわち、板材の間隔と踏み面の奥行きがほぼ同じになることから、石段一段毎に基礎となる板材が敷かれていたと考えられる。

石段をつくっていたと思われる明確な石材は見つかっていないが、T₁から出土した石材1は幅30.2cm厚さ18.5cmの切石で、石段の材になったとしてもおかしくないものである。これは当時の尺度から1尺（30.3cm）×6寸（18.18cm）の石材であったと考えられる。こうした石材が沈下防止のための板材の上に乗って段を構成し、同じ踏み面で板材が敷かれていない部分については、石材ではなく重量の軽いもので構築されていた可能性も指摘できる。平面上板材とほぼ交互に検出された栗石と粘土からなるⅣ層も、当初板材と同様に石段の基礎とも考えられた。しかし同じ段において基礎を変える複雑な構造にしたとは考えにくいため、このⅣ層が石材から次の段の石材までをつなぐ充填材として用いられ、石段とともに踏み面を構成していた可能性が高くなる。また、配置図にある最下段のテラス状の部分については構造は明らかではないが、石材が敷き詰められるなど荷揚げ場の施設として耐え得るしっかりした足場のものであったと考えられる。

石段の高さは、蹴上げを6寸（18.18cm）とすると7段で1.27mとなる。調査で検出されたⅣ層の上方部平坦面がばらつきはあるものの標高-0.5m程度であり、これを石段最上段と仮定すると、7段下の面は標高-1.77mとなる。ただし石段を固定するために、石材の底部は下段Ⅳ層の踏み面よりも下げる位置に設置したことが充分考えられるため、実際の高さは上下段で重ねた分石段の高さが低くなっていると予想される。この上下の重なりを機能を損なわない程度の1寸（3.03cm）ほどと仮定すると、7段下の面は標高-1.56mになる。なお水面はこれよりもさらに低い位置にあったと考えられる。T₁で検出された護岸杭列の頭が標高-1.5~ -1.6mであることから、T₁・T₂での石段とT₁旧早川堀石積み護岸とで水際における高さの整合性はとれてくる。

・野面積み状配石について

T₂では南北方向に配置された2列の川原石と、直行する石列、方向不同の土坑状痕跡および川原石・花崗岩が検出された。出土状態から配石は抜き取られたように観察される。またこの穴に石材が入っていたとすれば遺構確認面から-1cmから-12cm程度の深さでⅡ-3層に設置され、回りと同じくⅡ-3層を造成土として固められたとも考えられる。またⅡ-2層が下層に位置することと、残存している配石22個のうち10個が花崗岩、12個が川原石といったように石材を特定せず、1点を除いては特徴的な加工も施していないことなど、穴太積みの特徴を示しているともいえよう（徳永1974）。配石・配石痕を乗せるⅡ-3層は水平より15°程度の傾斜角を持っており、先述の7段で想定した石段の傾斜角も同様に15°前後になると予想されることから、配石は石段とほぼ同じ角度で傾斜していたことになる。なお、南北列の配石上端の平均標高は-0.54mである。

T₁₀では史跡内外ともⅡ-2層傾斜面が確認された。Ⅱ-2層の検出作業中に人頭大の川原石が数個検出されたが、Ⅱ-3層の堆積は不明瞭である。Ⅱ-2層はT₁₀（史跡内側）では水平より10~15°の傾斜角を有し、

T_{10} （史跡外側）では水平より 10° の傾斜角を有する。また、 $XI-2$ 層直上には H 層が堆積しており、 T_2 東よりの状況と似かよることなどから、護岸石積みの埋め立て時に配石石材と $XI-3$ 層が削り取られたとも考えられる。 T_{10} は史跡内外とも $XI-2$ 層最高部位は標高-0.56mであり、 T_2 配石上端との比高は2cmでほとんど差がない。

・旧早川堀石積み護岸について

旧早川堀の護岸部にあたる T_1 では、石積みの造成および埋設の土層が T_2 ～ T_{10} の様子とは異なる。石積みは検出部分で18個の石材が確認されているが、この内の1個が砂岩質である以外は花崗岩である。部分的に面取り等調整痕を持つ石材もあるが、ほとんどが石材を切り出したままの状態で積んであるように見える。石材の間には粘土が充填され、川原石を裏込めに使っている。また、検出最下位より北へ24cm（8寸）余り離して造成基礎の杭列が打たれているなど、最深部は未調査であるが、穴太積みの特徴を示しているともいえよう。石積みの確認部位の高さが不揃いで、随所に欠落している部分が認められる。さらに南側より大幅に掘削した痕跡も認められるため、石積みを埋め立てするにあたって一部石材が抜き取られたとの見方もできよう。検出石材の最高部位は標高-0.9mであるが、その下-1.1m程のところで石積み上部の平坦面が認められる。この造構が T_1 ・ T_2 の石段や T_3 の石積みと同時に存在していたとすれば、水際の護岸は、この T_1 で検出された状況で T_2 方向へも巡っていたと推測される。

引用・参考文献

- 石川県七尾市教育委員会 1994 「史跡 能登国分寺跡整備事業報告書－史跡等活用事業「ふるさと歴史の広場」－」
- 大蔵省関税局 1972 『関税百年史』
- 木村 勉 1994 『近代建築解体新書 修復の計画と技術』 中央公論美術出版
- 沙留地区遺跡調査会 1996 『沙留遺跡 第1・2・3分冊』
- 高柳光寿・竹内理三 1974 『角川日本史辞典』 角川书店
- 東京大学遺跡調査室 1990 『東京大学遺跡調査室発掘調査報告書3 東京大学本郷構内の遺跡 医学部附属病院地点』
- 徳永真一郎 1974 『石垣の譜～技術集団穴太集～』『歴史読本9月号』新人物往来社
- 成田寿一郎 1990 『日本木工技術史の研究』法政大学出版局
- 新潟市 1934 『新潟市史 上巻』
- 新潟市 1969 『新潟開港百年史』
- 新潟市 1971 『重要文化財 旧新潟税關庁舎修理工事報告書』
- 新潟市 1982 『史跡 旧新潟税關石庫復原工事報告書』
- 新潟市 1994 『新潟市史 資料編1 原始古代中世』
- 新潟市 1995 『新潟市史 通史編1 原始古代中世近世（上）』
- 新潟市 1996 『新潟市史 通史編3 近代（上）』
- 新潟市教育委員会 1987 『大江山地区的遺跡』
- 新潟市教育委員会 1991 『1989年度埋蔵文化財発掘調査報告書』
- 新潟市教育委員会 1992 『1990年度埋蔵文化財発掘調査報告書』
- 新潟日報事業者出版部 1984 『新潟運上所と新潟税關』『図解にいがた歴史散歩〈新潟〉』
- 日本民具学会 1997 『日本民具辞典』ぎょうせい
- 百武松児 1995 「新潟市周辺の地盤沈下の経緯について」『日本第四紀学会講演要旨集』 日本第四紀学会
- 藤沢 優 1965 『カラーブックス92）世界のコイン』 保育社
- 藤森照信 1993 『日本の近代建築（上）一幕末・明治篇』 岩波書店
- 横浜税關 1904 『新潟税關沿革史』

旧新潟税関発掘調査出土遺物観察表

石段石材（図版12）

番号	出土地点	全長	幅	厚さ	石材
1	T ₄	56.9	30.2	18.5	花崗岩
2	T ₄	29.3	24.9	10.3	花崗岩

石段板材（図版13）

番号	出土地点	全長	幅	厚さ	樹種
5	T ₄	29.8	36.9	15.2	マツ属力
6	T ₄	32.5	26.4	14.8	マツ属力

瓦（図版12）

番号	出土地点	小巴文様	全長	幅	小巴		垂れ区		脇区		重量	被熱	
					径	文様区径	巴径	垂れ長	文様区幅	左	右		
3	T ₄ 埋土	右三つ巴	6.54	17.7	9.49	6.28	2.19	4.92	6.3	1	—	575.1	なし
4	T ₄ 排土	右三つ巴	5.48	13.6	9.34	6.49	1.61	—	—	0.5	—	399.7	なし

硬貨

番号	出土地点	種別	鋳造年	外径	重量	備考
第8図	T ₄ VII層	青銅貨	1920	1.9	2.8	鋳造期間1909～1959年

釘

番号	出土地点	種別	材質	全長	径	頭部径	重量	残存率
第9図	T ₄	洋釘	鉄力	6.2	0.34	0.75	3.2	完形

ボルト（図版13）

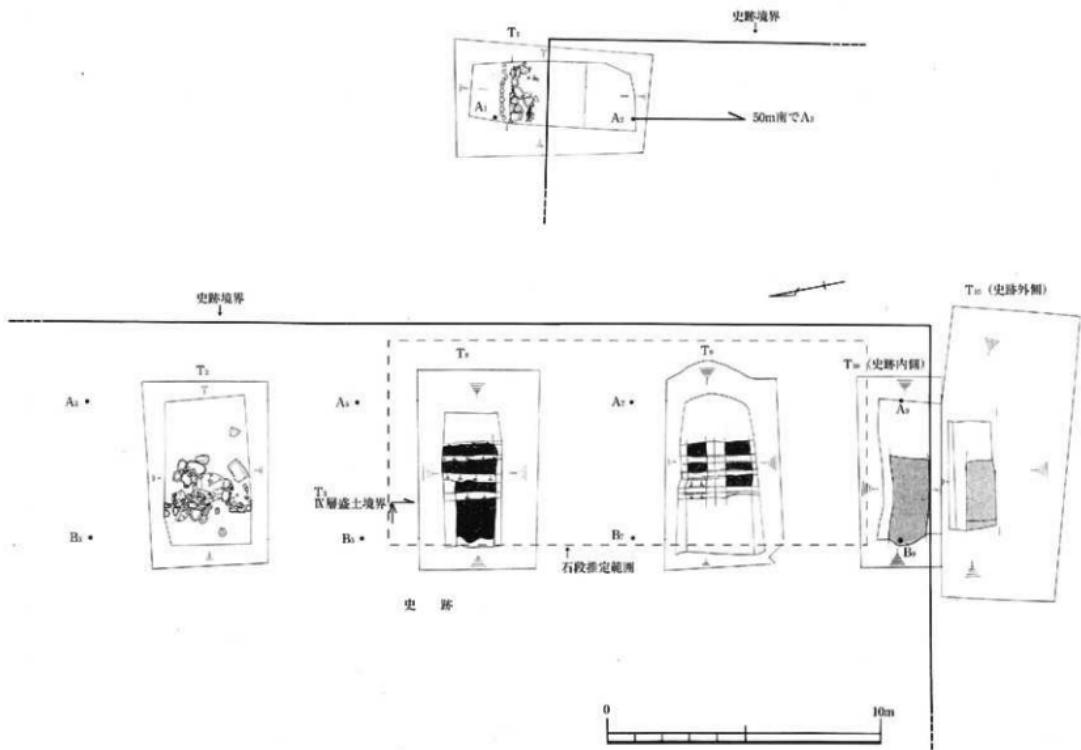
番号	出土地点	種別	材質	全長	径	頭部径	重量	残存率
7	T ₄	ボルト	鉄力	11	1.75	2.92	159.6	完形

単位：cm・g

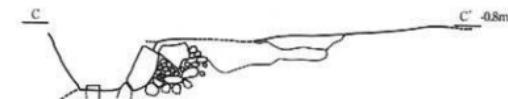
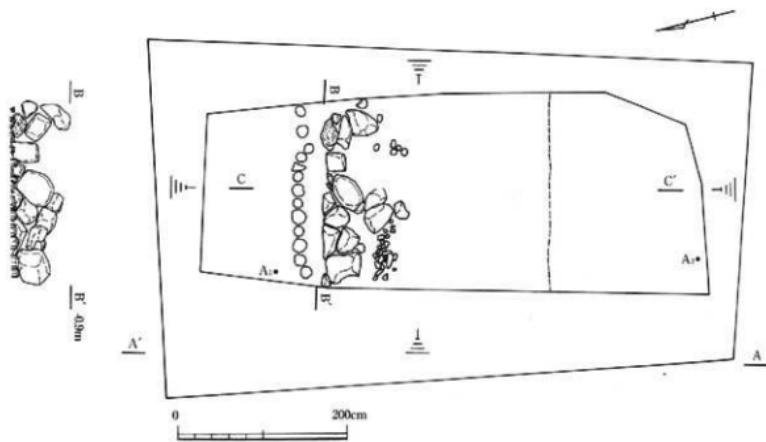
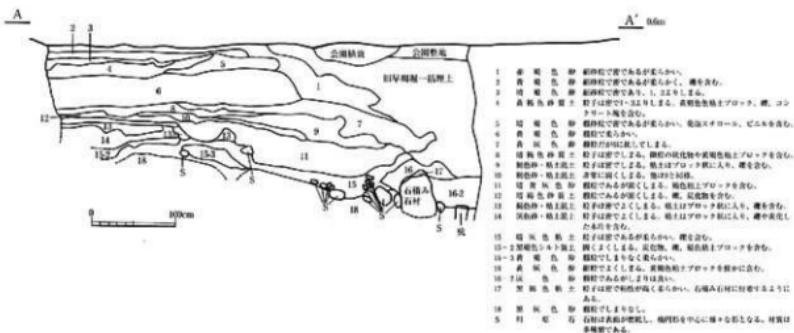
全長は最大長

※表の遺物番号は図版内の番号に対応している。

図版1

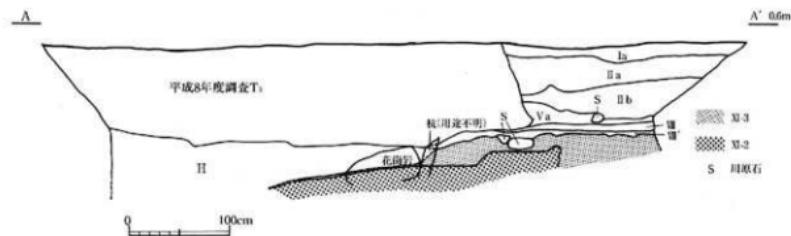


図版2

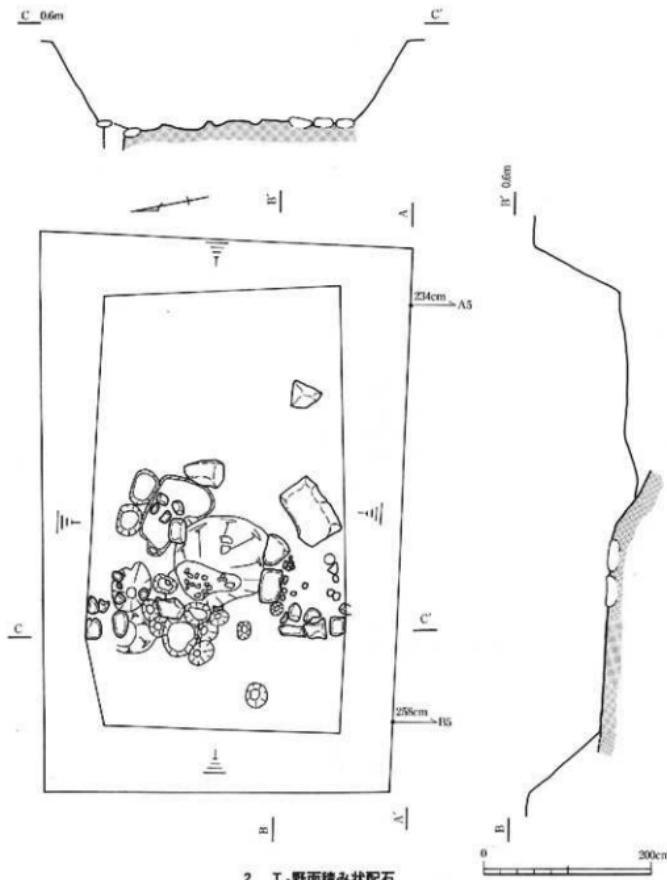


2 T : 旧早川堀石積み護岸

図版3

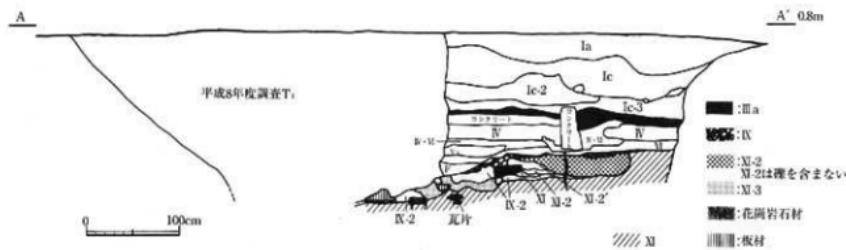


1 T, 南側東西ライン土層断面

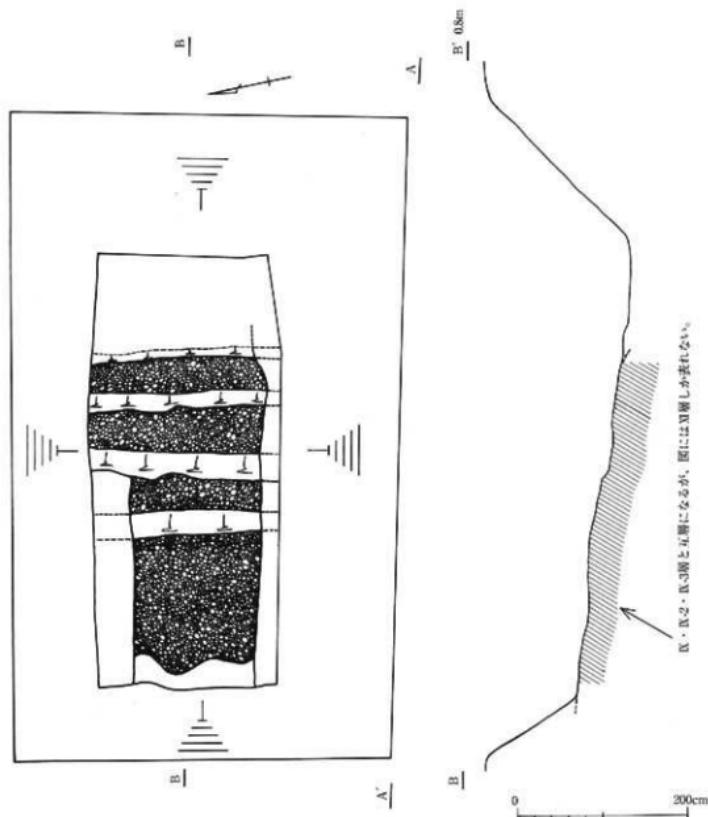


2 T, 野面積み状配石

図版4

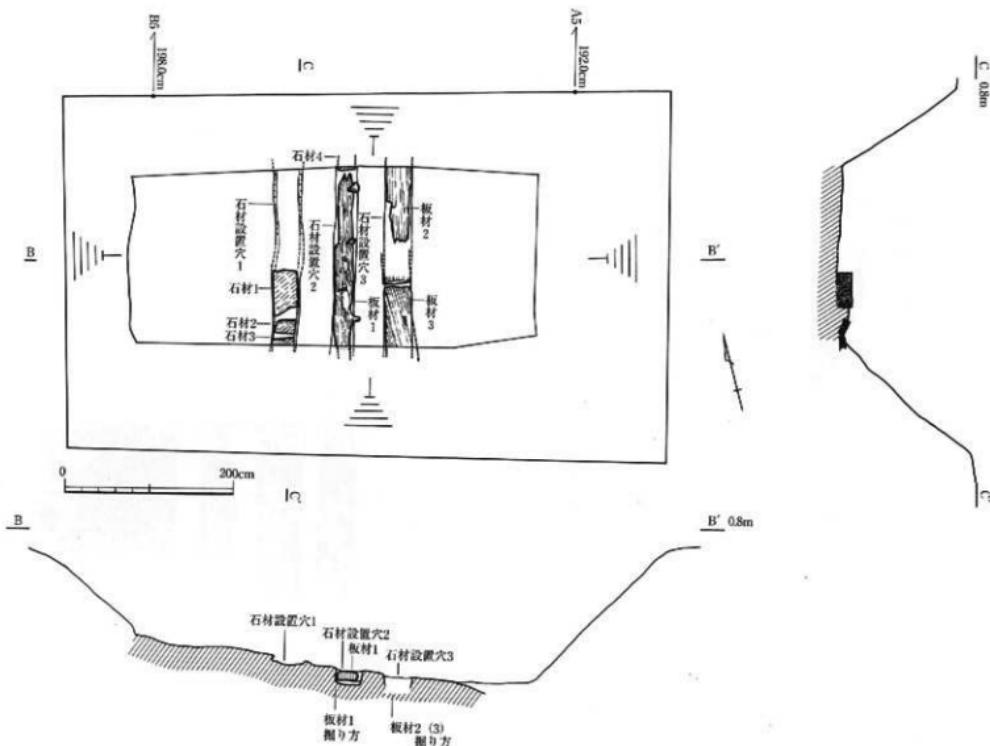


1 T・南側東西ライン土層断面



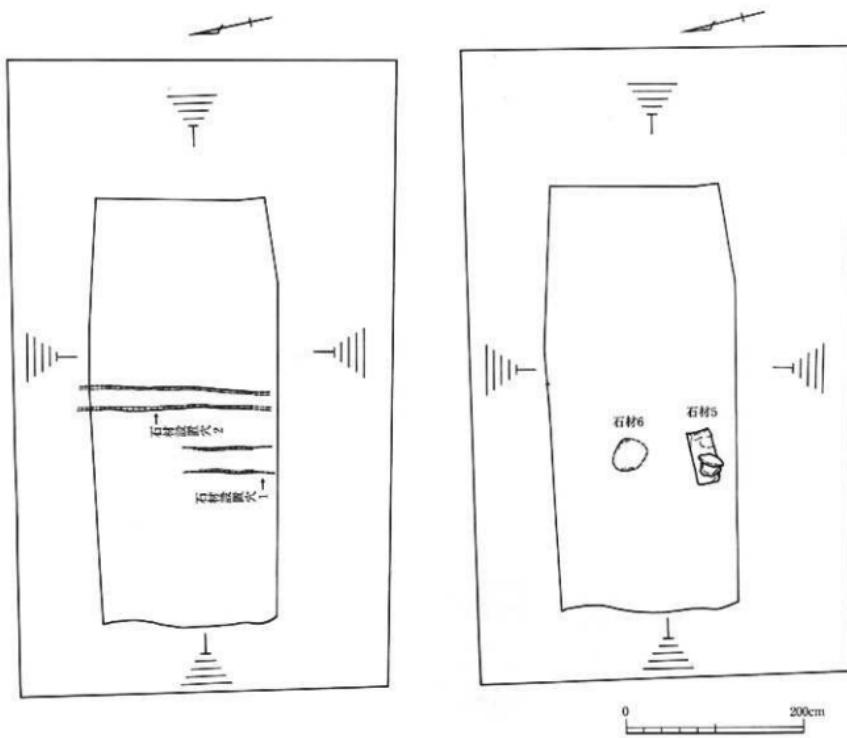
2 T・XI層傾斜面

図版5



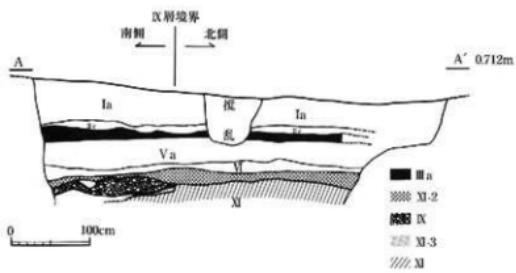
T. 石材・板材組り方

圖版 6



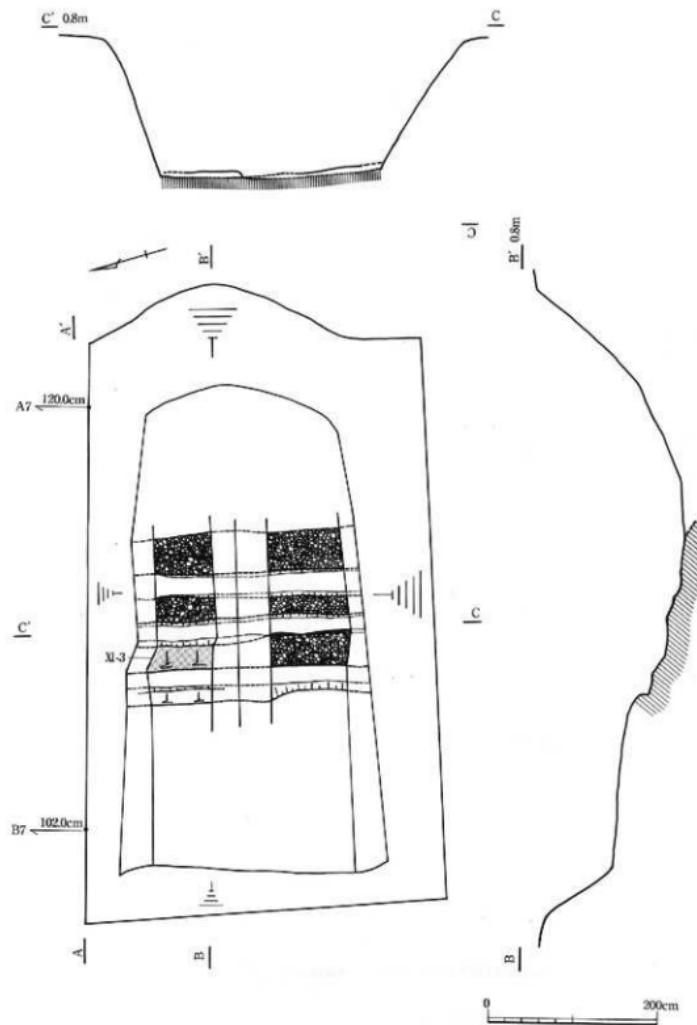
1 T, 石材設置穴 1, 2

2 T, 石材 5, 6



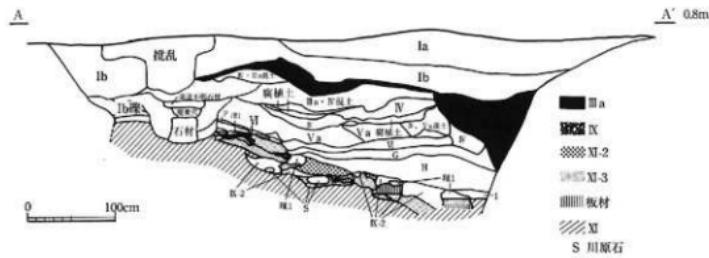
3 T, 西側南北ライン土層断面

図版 7

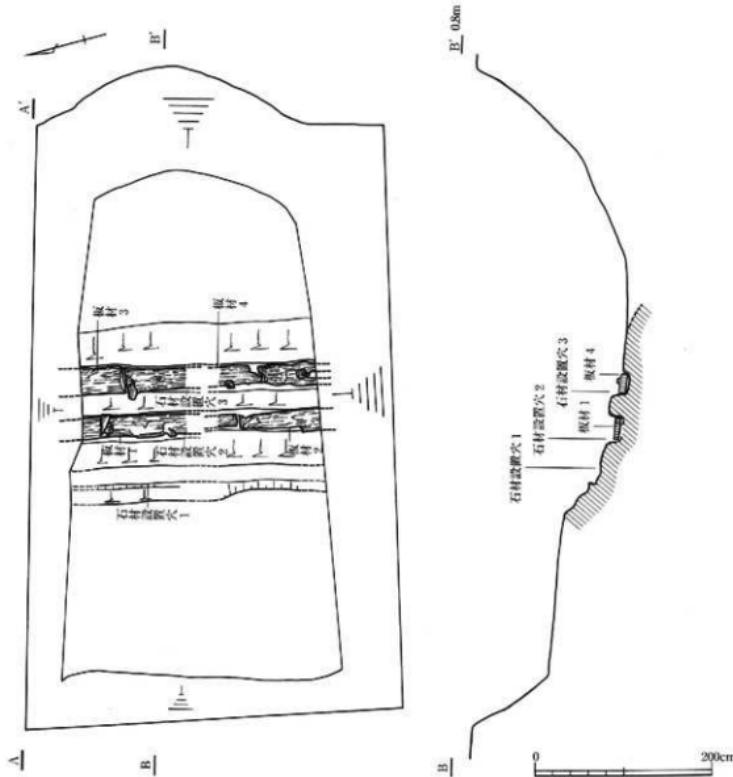


T₉区層、XII-3層傾斜面

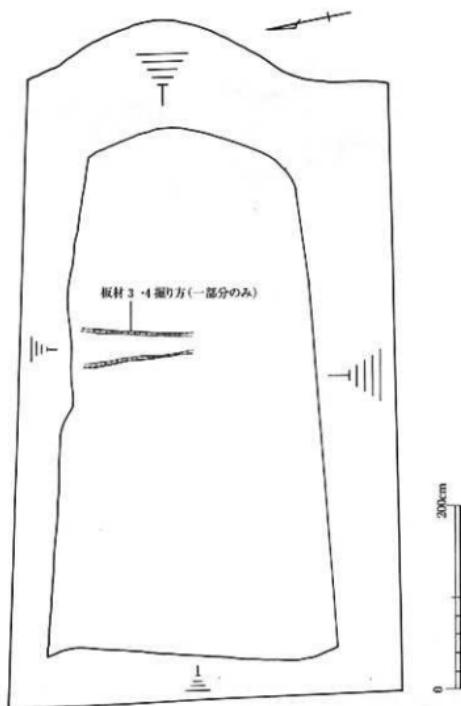
図版 8



1 T₁北側東西ライン土層断面



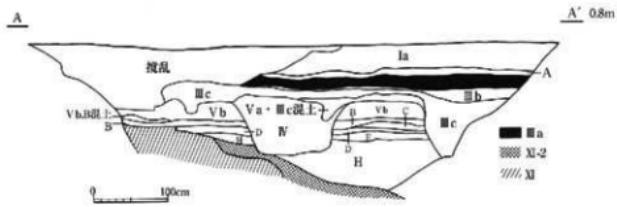
2 T₁板材1、2、3、4掘り方



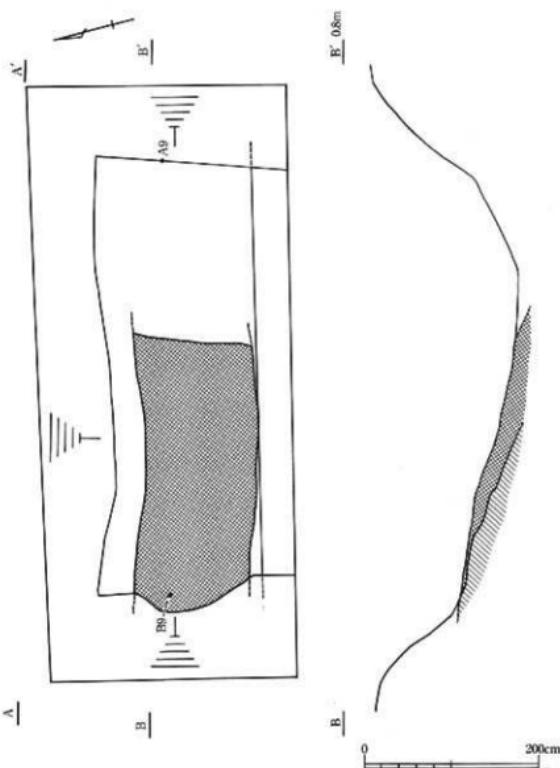
※掘り方は部分的な検出にとどめ、埋め戻した。

1 T, 板材 3、4 掘り方 (一部分のみ)

図版10

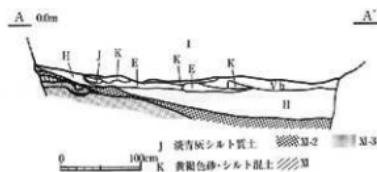


1 T₁₀ (史跡内側) 北側東西ライン土層断面

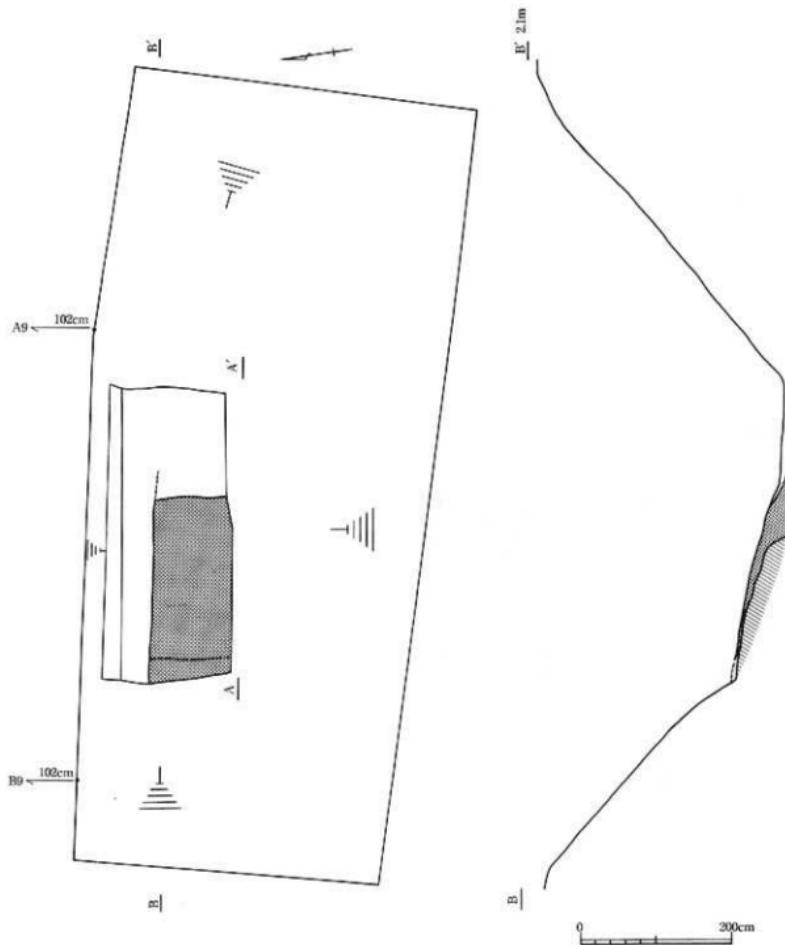


2 T₁₀ (史跡内側) XI-2 層傾斜面

図版11

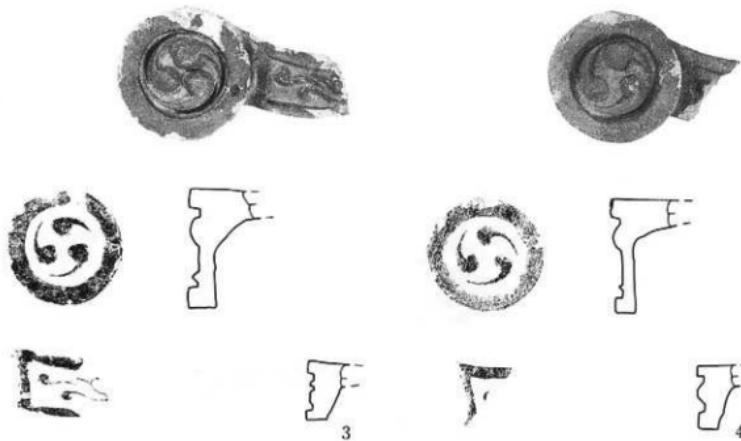
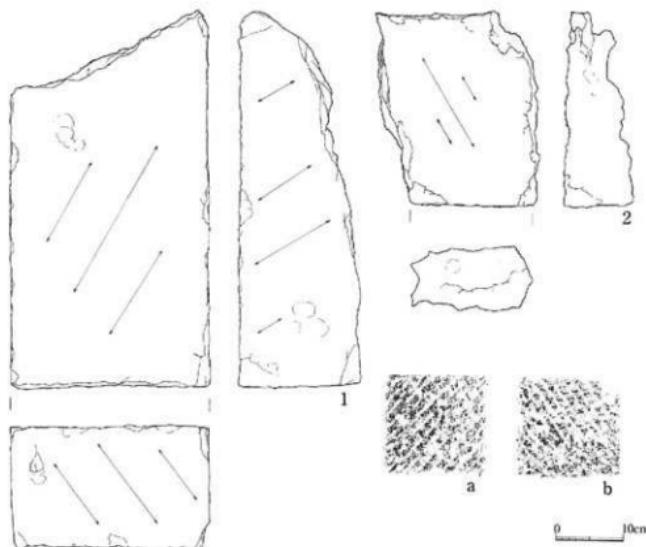


1 T₀ (史跡外側) 南側東西ライン土層断面

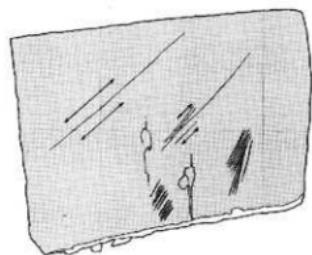
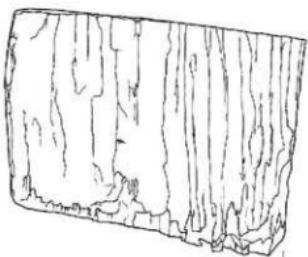


2 T₀ (史跡外側) XI-2 層傾斜面

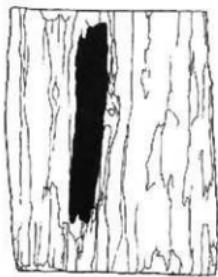
図版12



重ねし写真はS=約1/2



5



6

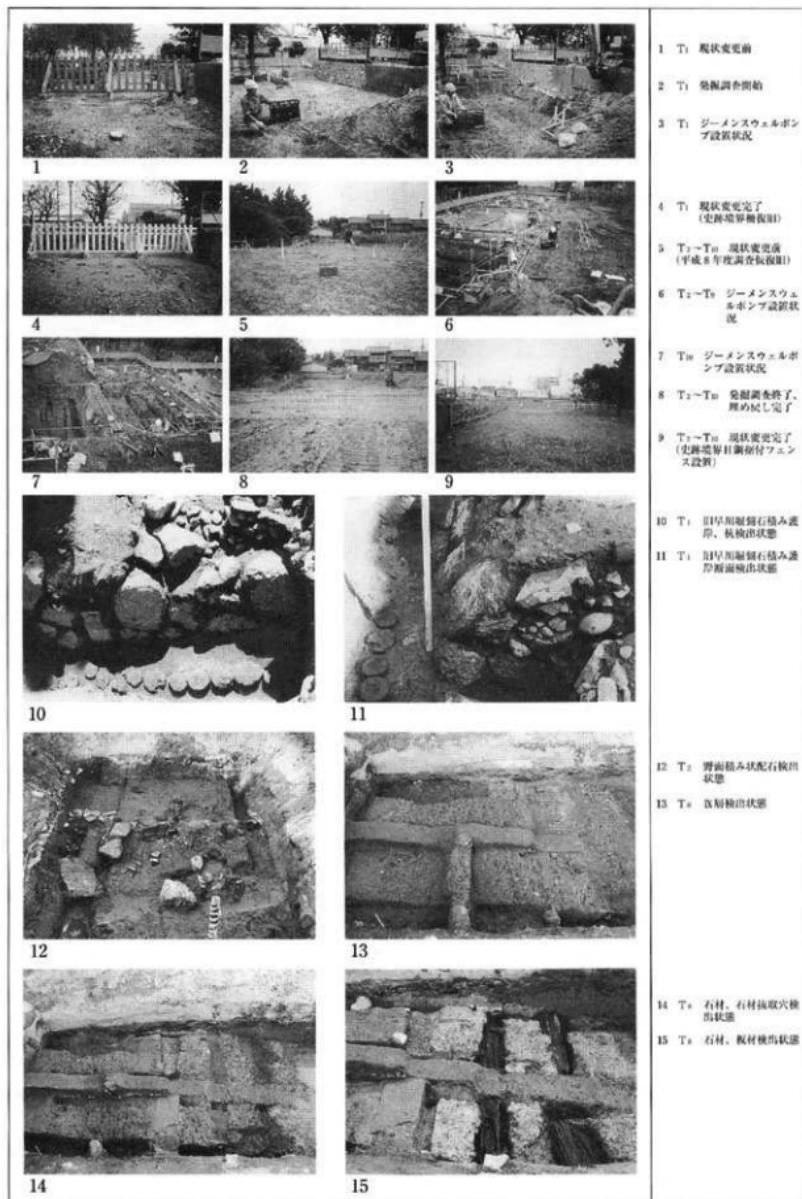


7



0 10cm

図版14



図版15

16 T_s 石材

17 T_s 板材削付彫り方



16



17

18 T_s 16の石材より抜
出された石材



18



19

19 T_s 区割、石材抜取次第
取出状態



20



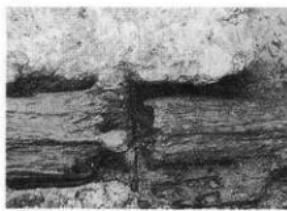
21

20 T_s 板材剥出状態

21 T_s 板材削付彫り方



22



23

22 T_s 板材に打ち込まれ
いた金属製品

23 T_s 板材の合せ部隙



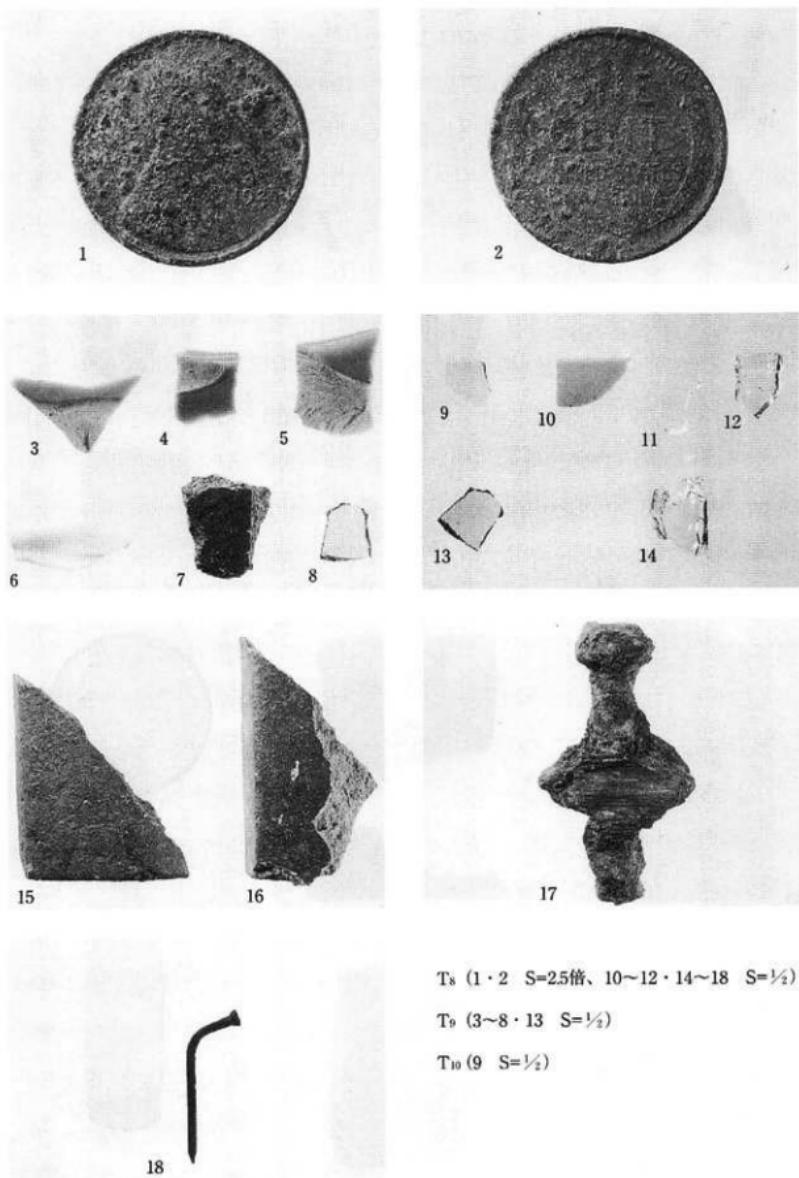
24



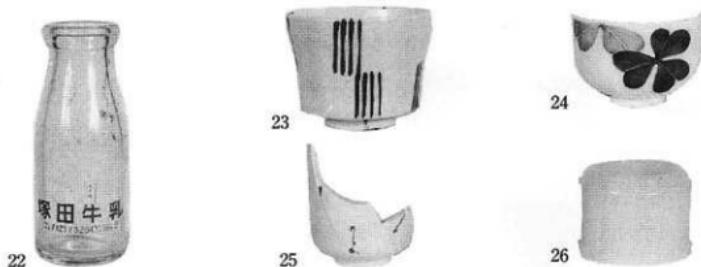
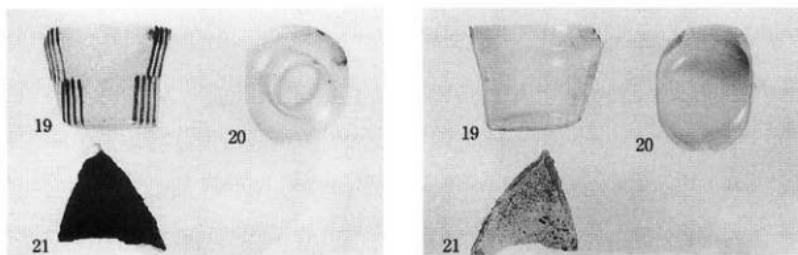
25

24 T_s (走跡内側)
及び剥出状態

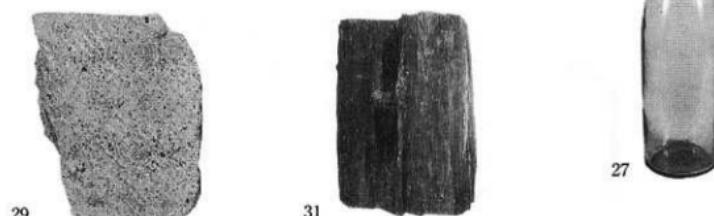
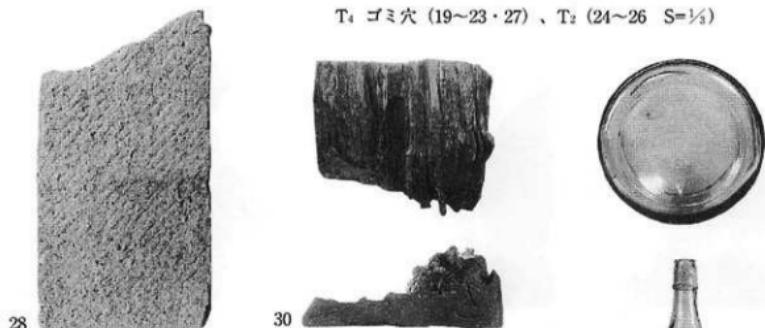
25 T_s (走跡内側)
及び剥出状態



図版17



T₄ ゴミ穴 (19~23・27) 、T₂ (24~26 S=1/3)



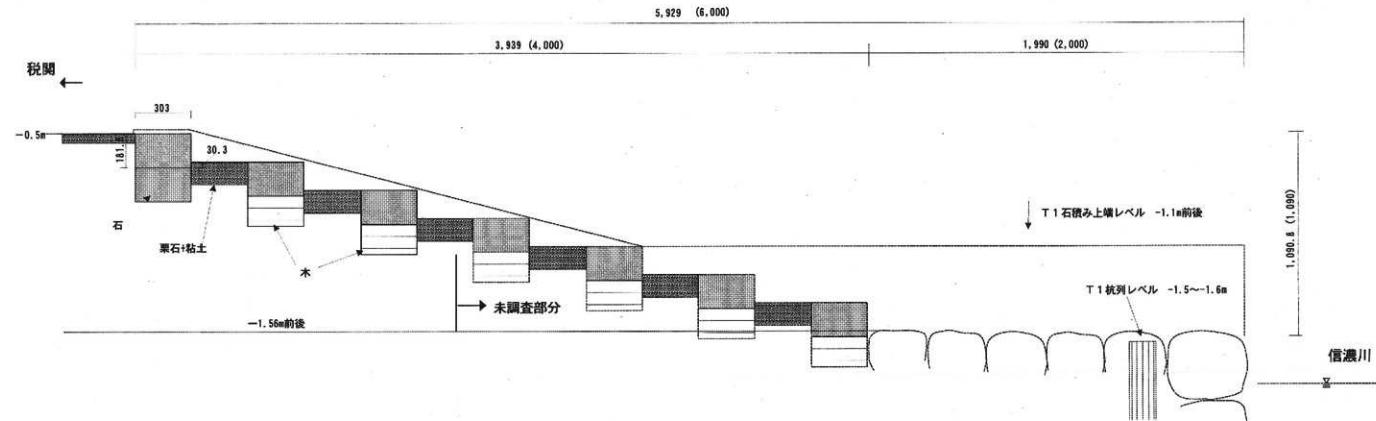
T₄ (28~31 S=1/8)

報告書抄録

ふりがな	きゅうにいがたぜいかんはつくつちょうさほうこくしょ					
書名	旧新潟税関発掘調査報告書					
副書名						
卷次						
シリーズ名						
シリーズ番号						
編著者名	肥田野弘之、古越永子					
編集機関	新潟市教育委員会生涯学習課					
所在地	〒951-8550 新潟県新潟市学校町通1番町902番地1 TEL 025-228-1000					
発行年月日	1998年3月31日					
所収史跡名	所在地	コード	北緯	東經	調査期間	調査原因
史跡 旧新潟税関	新潟県 新潟市 緑町3437番 ほか	市町村 15210	番号 A	37° 55' 36° 37"	136° 3° 37" 平成8(1996)年8月21日から9月27日 1996.8.21~9.27 平成9(1997)年9月10日から11月21日 1997.9.10~11.21	新潟市が行う史跡周辺の整備事業
所収史跡名	種別	主な時代	主な遺構		主な遺物	特記事項
史跡 旧新潟税関	建造物(斤舎) 史跡(敷地)	明治時代 大正時代	荷揚げ場石段、護岸石積み造成面 旧早川堀側石積み護岸		荷揚げ場石段造成部材 (石材、板材) ボルト状金属製品、錢貨	なし

〔別図〕石積み・石段再現模式図 『史跡旧新潟税関発掘調査報告書』1997

石積み石段 断面模式図



石段・石積み立面模式図

